

明日の糸魚川を担う

「ひとみかがやく日本一の子どもをはぐくむ」

## 第2期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

糸 魚 川 市

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
5	計画の基本目標	3
6	施策の体系	4
7	第1期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画の検証	5

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### I 子どもに関する当市の現状

1	人口の推移と将来推計	6
2	出生数・合計特殊出生率の推移	7
3	婚姻数の推移	8
4	女性の就業率の変化	8

### II アンケート調査の結果

1	子ども・子育て支援に関するアンケート調査	9
2	ひとり親家庭等の生活実態に関する調査	14

## 第3章 教育・保育、子育て支援事業の提供体制

### I 教育・保育提供区域の設定

1	教育・保育提供区域	17
---	-----------	----

### II 教育・保育の見込み量と確保内容

1	教育・保育	18
2	時間外保育事業	19
3	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ室)	19
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	19
5	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))	19
6	一時預かり事業(預かり保育以外の一時預かり)	20
7	病児・病後児保育事業	20
8	利用者支援事業	20
9	妊婦に対する健診	20
10	乳児家庭全戸訪問健診	20

## 第4章 事業計画

### I 子育て支援・親支援

- 1 地域における子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備・・・・・・・・・・ 28
- 3 子どもの安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進・・・・・・・・・・ 35

### II 楽しく食べて元気な子

- 1 親子の健康の確保及び増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

### III 子育て環境の整備

- 1 子育てを支援する生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 2 仕事と家庭生活との両立の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

## 第5章 計画の推進

### I 計画の推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

### II 情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

## 参考資料

- 糸魚川市子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

近年、少子化が進行し、共働き家庭が増加していく中で、人と人とのつながりの希薄化、社会規範の意識の低下、子育てに対する意識の多様化、更には地域の安全、安心の確保等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年から「子ども・子育て支援新制度」に移行しました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

本市においても、こうした趣旨を踏まえ、平成27年に「糸魚川市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定し、本市の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう推進してきました。

国では、待機児童解消を目指した「子育て安心プラン」の策定、「幼児教育・保育の無償化」の実施など、子育て支援策を加速させており、引き続き市町村においても、地域社会と一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

このような流れを踏まえ、第1期の計画を検証し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第2期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

---

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、子どもの貧困対策のための施策を事業計画に包含します。

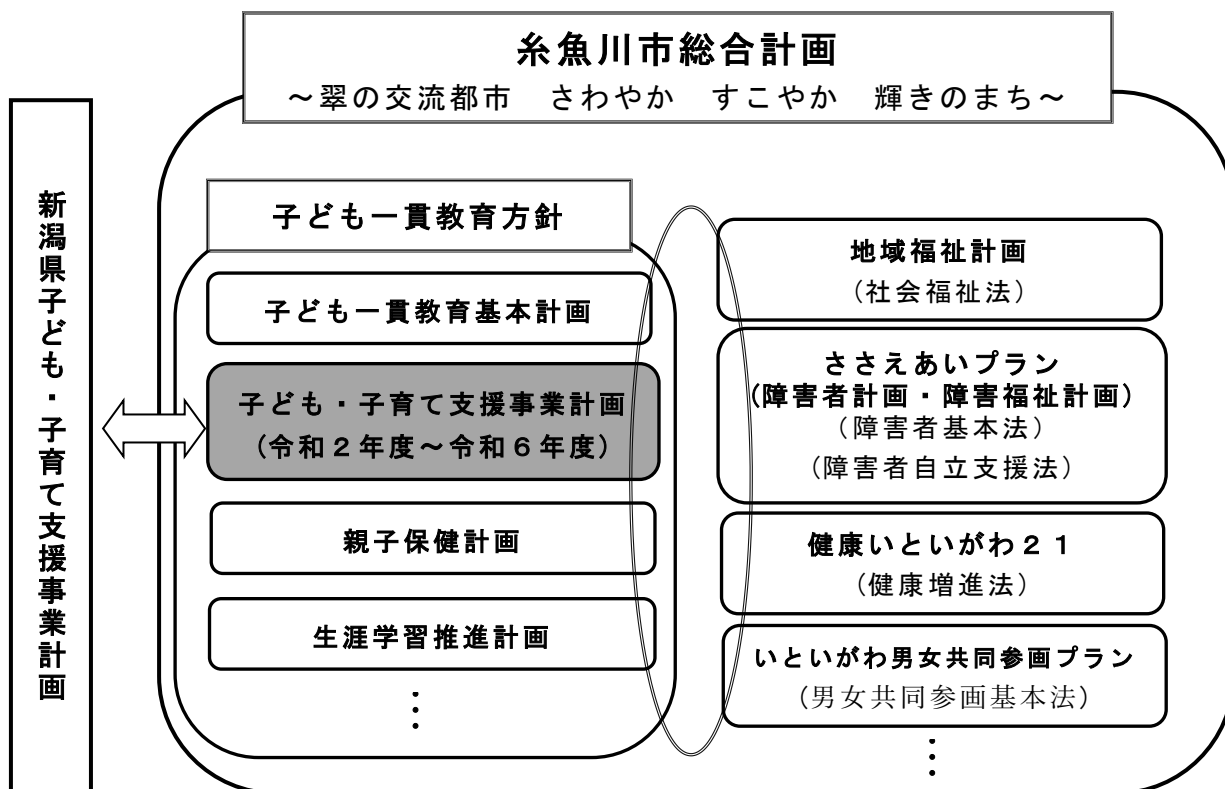
上位計画である「糸魚川市総合計画」の0歳から5歳における子ども・子育てに関連する分野を中心とした計画として位置付け、子ども自身の育ちと子育て中の保護者の支援とともに、「糸魚川市子ども一貫教育方針」に基づき、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画です。

また、「糸魚川市地域福祉計画」「糸魚川市ささえあいプラン（障害者計画・障害福祉計画）」「健康いといがわ21」等の諸計画との整合及び連携を図りながら、本計画に

おける個々の施策を推進します。

さらに、子ども・子育て支援は、保健、医療、福祉、教育、労働等、多岐にわたることから、これらの施策、事業と連携をとり推進します。

【諸計画との関連イメージ】



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### 4 計画の対象

本計画は、障害、疾病、虐待、貧困等により社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人、団体が対象となります。

なお、本計画においての「子ども」とは0歳から概ね18歳までとし、中でも0歳から5歳（小学校就学前）の保育・教育等を中心に構成するものです。

## 5 計画の基本目標

### 明日の糸魚川を担う「ひとみかがやく日本一の子どもをはぐくむ」

子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できるよう、「日本一の子どもを育てる」ため、熱意を持って子育て環境の整備に取り組めます。

その実現のため、次の基本理念のもと3つの重点方針に沿って策定します。

#### <策定の基本理念>

- ① 0歳から18歳までの一貫した教育方針のもと、日本一の子どもづくり
- ② 世界ジオパークのまち糸魚川で「生まれ、育てて良かった」と思える親子の育成
- ③ 将来の糸魚川を「担い、託する」子どもの育成
- ④ 糸魚川市の子育て環境の特色を生かし、市全体の一体感を持った支援計画
- ⑤ 子どもを取り巻く社会環境の変化や地方分権などの変化に対応した横断的積極的な計画体系

更に、次の3項目を目指すべき重点方向として推進していきます。



#### 目指すべき重点方針

##### I 子育て支援・親支援

妊娠、出産から子どもと親の心身がともに健やかに成長するよう支援し、安心して子育てができ、安全に子どもが育つよう、各分野の連携による子育て支援・親支援を進めます。

##### II 楽しく食べて元気な子

知育、徳育、体育の基礎となる食育を推進し、健康で健全な子どもの成長を支援するため生活リズムの向上に取り組めます。

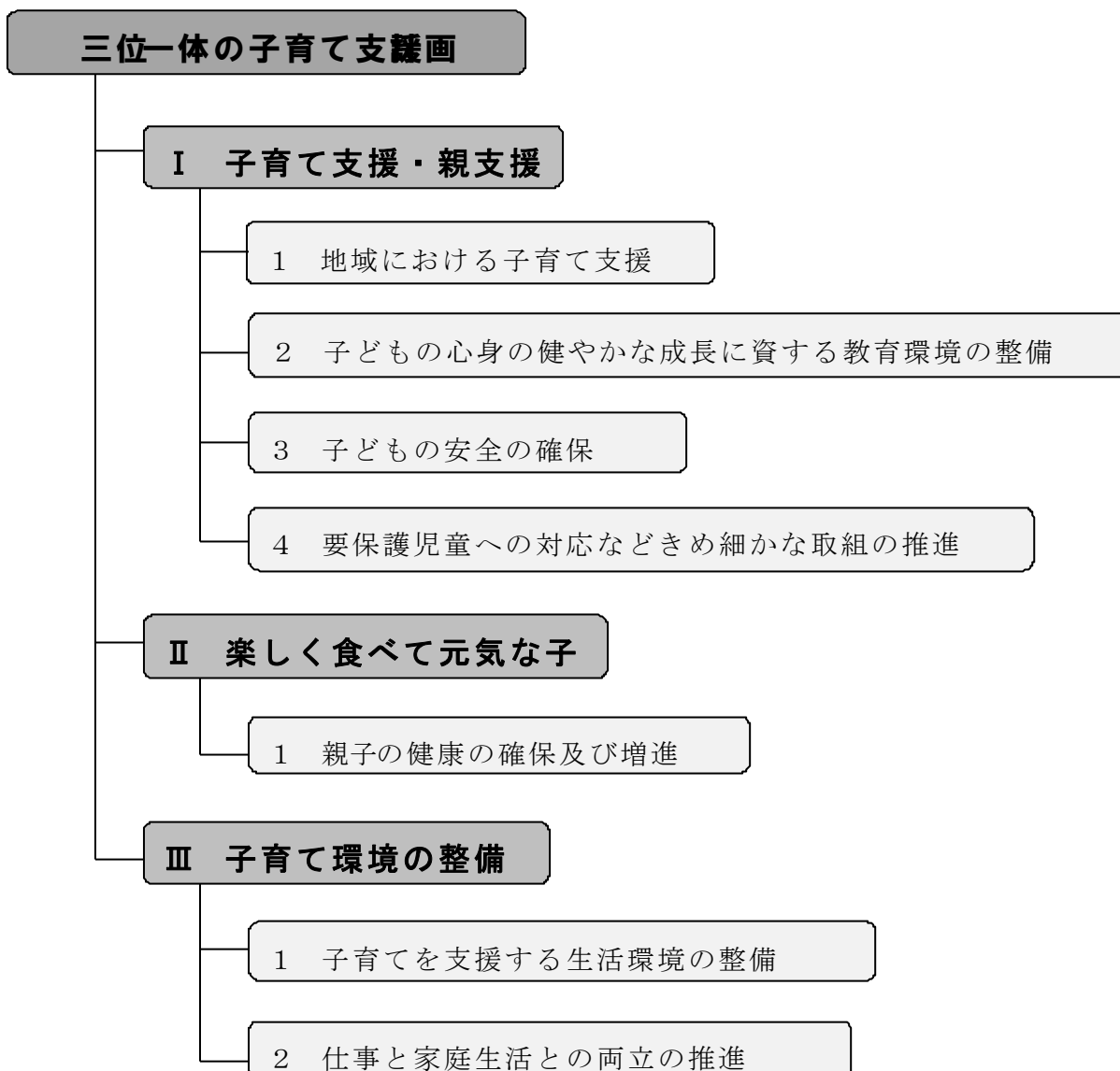
##### III 子育て環境の整備

子育てを行う保護者だけでなく、行政、地域、企業、各種団体等を含め、市全体で横断的に子育てを行う環境づくりを推進します。

## 6 施策の体系

基本目標を実現するために、総合的に施策を推進していきます。

明日の糸魚川を担う「ひとみかがやく日本一の子どもをはぐくむ」





## 7 第1期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画の検証

### (1) 子育て環境の満足度

糸魚川市の子育て環境に、「満足」または「どちらかという満足」と回答した割合は、当初 39.2%でしたが、中間年では 4.7 ポイント増加し、計画最終年では 52.4%となりました。

#### ■市における子育て環境や支援の満足度

	当初 (平成 26 年)	中間年 (平成 29 年)	最終年 (令和元年)
「満足」 「どちらかという満足」	39.2%	43.9%	52.4%

### (2) 主要事業の達成状況

当初の事業目標については、概ね達成できています。

重点項目	事業数	目標達成度	
		達成 (事業継続)	未達成
I 子育て支援・親支援	90	84	6
II 楽しく食べて元気な子	36	36	0
III 子育て環境の整備	9	9	0

#### 【目標に達しなかった主要事業の課題等】

事業名	課題
ファミリーサポートセンター	会員数が伸びていないことから、他の自治体の取組状況などを調査・研究し、事業拡大により利便性を向上させる必要があります。
休日お助け保育	保護者の就労形態の多様化に合わせ対応していく必要があり、需要を把握したうえで実施を検討する必要があります。
夜間保育	
地域型保育事業の取組	
母親クラブ育成	保護者が交流できる場を増やししながら、自発的な活動が生み出されるよう、他の自治体の取組を参考に検討する必要があります。
屋内遊戯施設整備	保護者からの要望が多い施設であり、将来的な需要も見定めながら、引き続き検討を進めていきます。

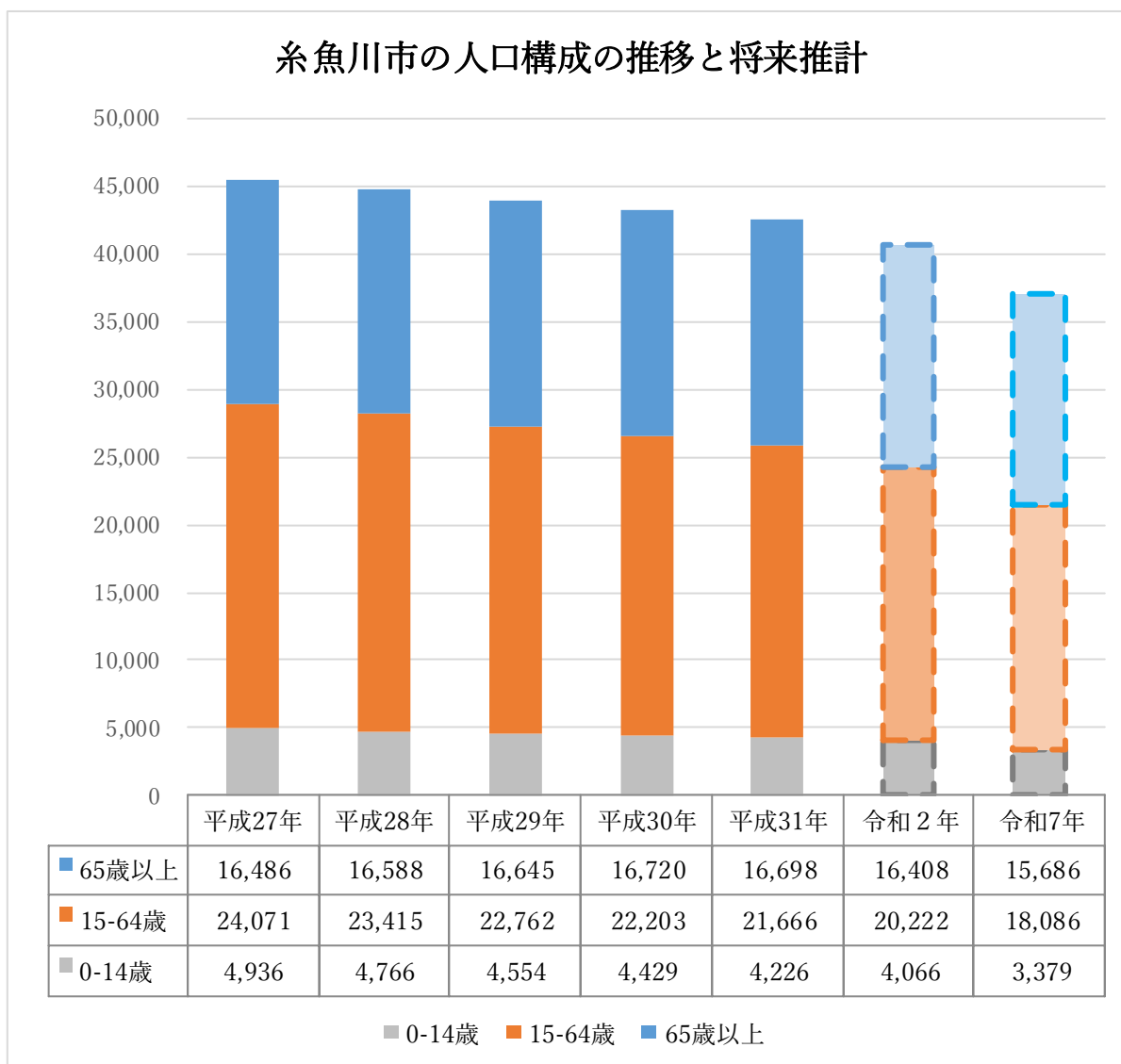
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### I 子どもに関する当市の現状

#### 1 人口の推移と将来推計

本市の人口は、平成27年に45,493人であったものが、平成31年には42,590人で、約6.4%（2,903人）の減となっていますが、0から14歳までの年少人口では約14.4%（710人）の減で、減少割合が大きくなっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による平成30年の推計では、令和7年の0から14歳までの年少人口は3,379人と予想されています。

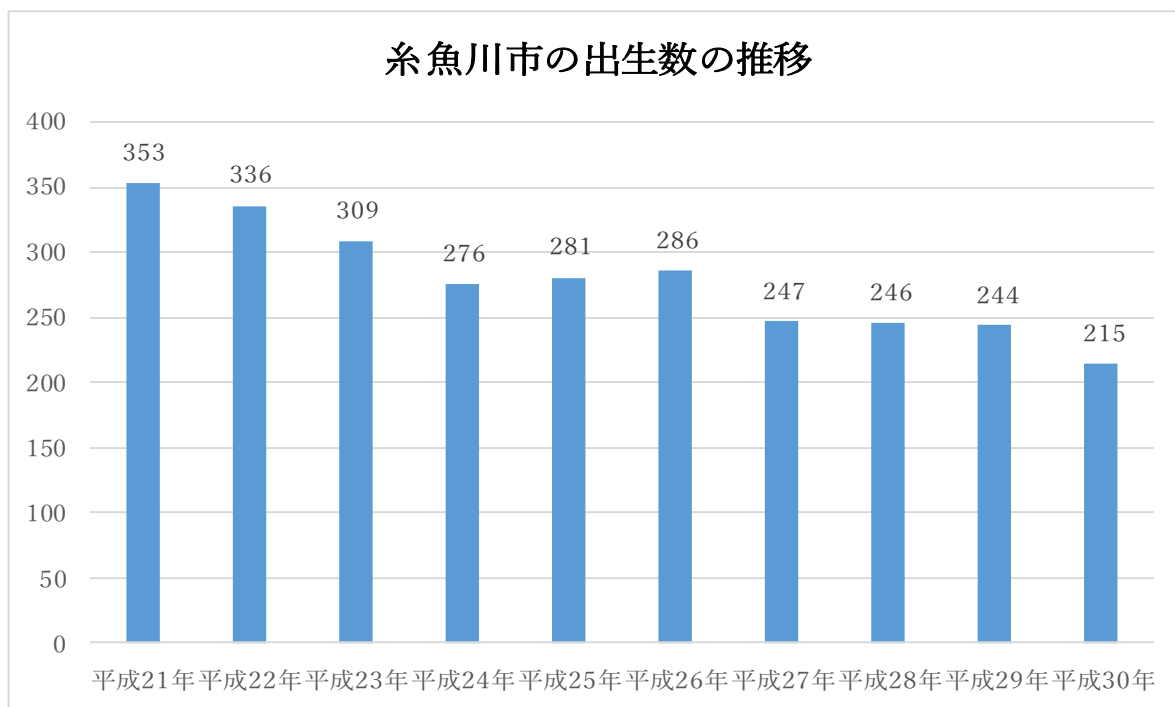


資料：統計いといがわ及び国立社会保障・人口問題研究所

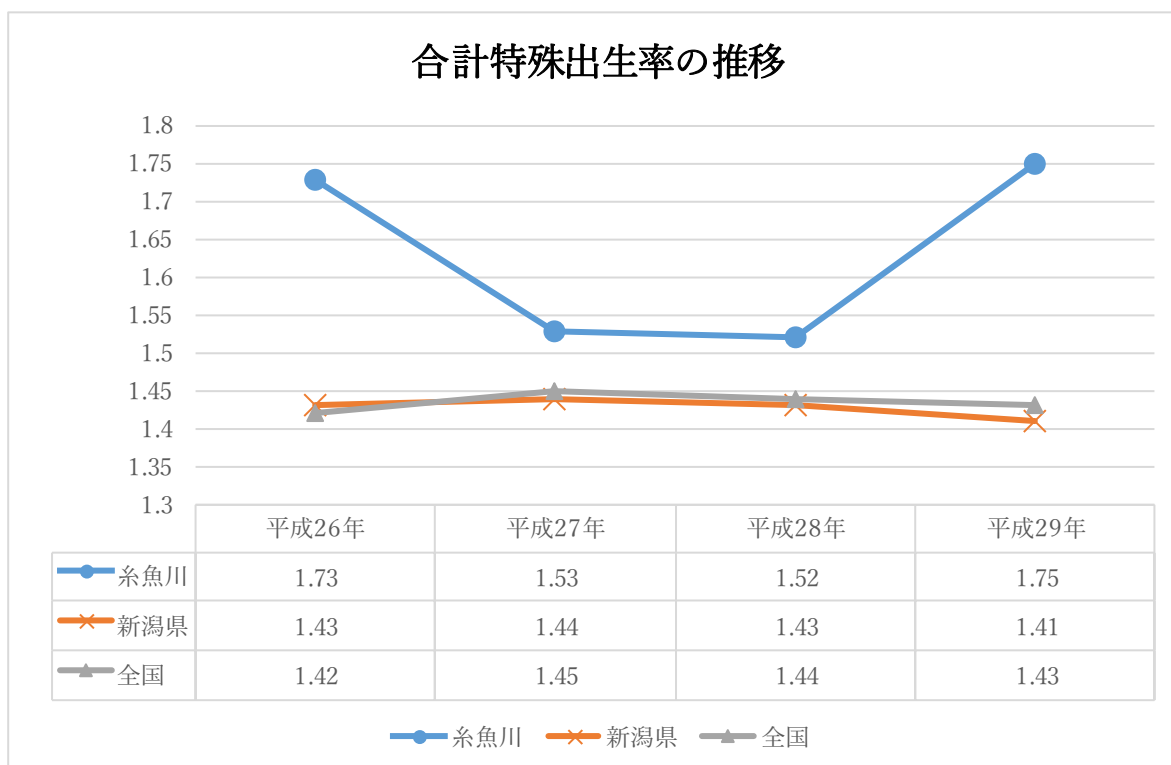
## 2 出生数・合計特殊出生率の推移

平成 21 年に 353 人であった出生数<sup>※1</sup>は、平成 30 年には 215 人と、10 年前と比べ 138 人（39%）減少しています。

平成 29 年の合計特殊出生率<sup>※2</sup>は本市が 1.75人で、新潟県の 1.41人、全国の 1.43人に比べ高い数値になっていますが、人口維持に必要とされる 2.07人を下回る状況が続いています。 ※1 出生数：1年間に生まれてくる子どもの数 ※2 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数



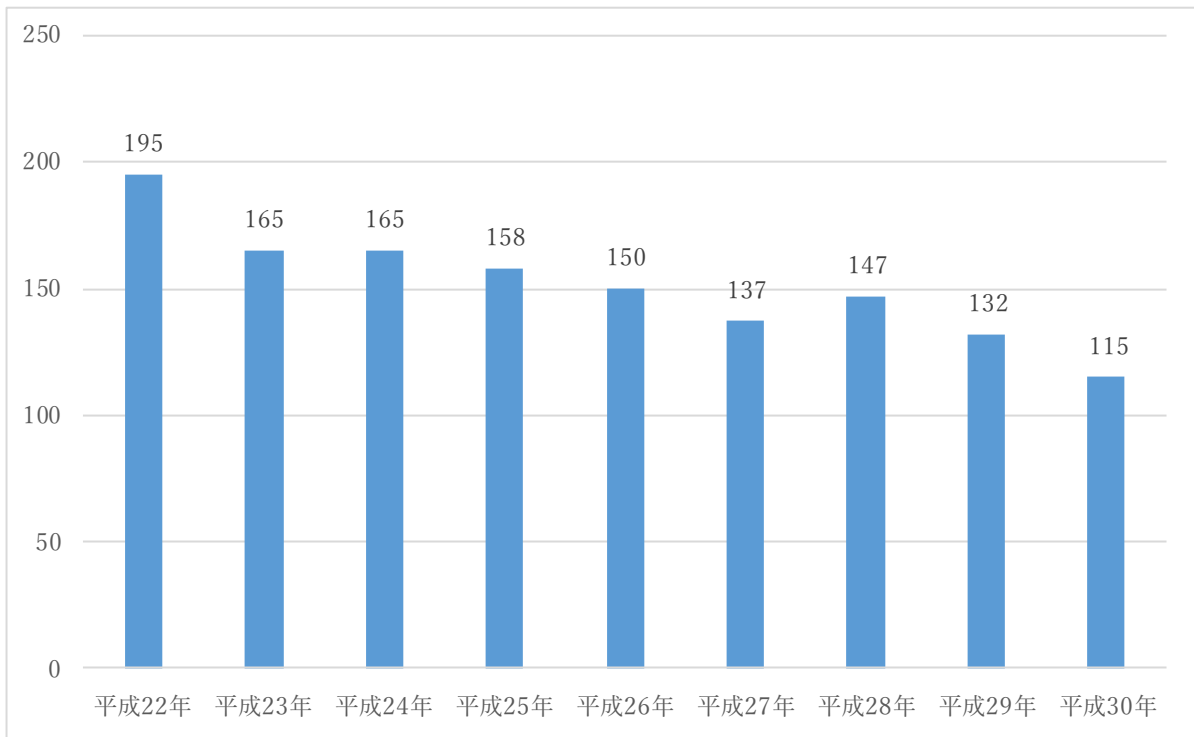
資料：統計いといがわ



資料：新潟県糸魚川地域振興局

### 3 婚姻数の推移

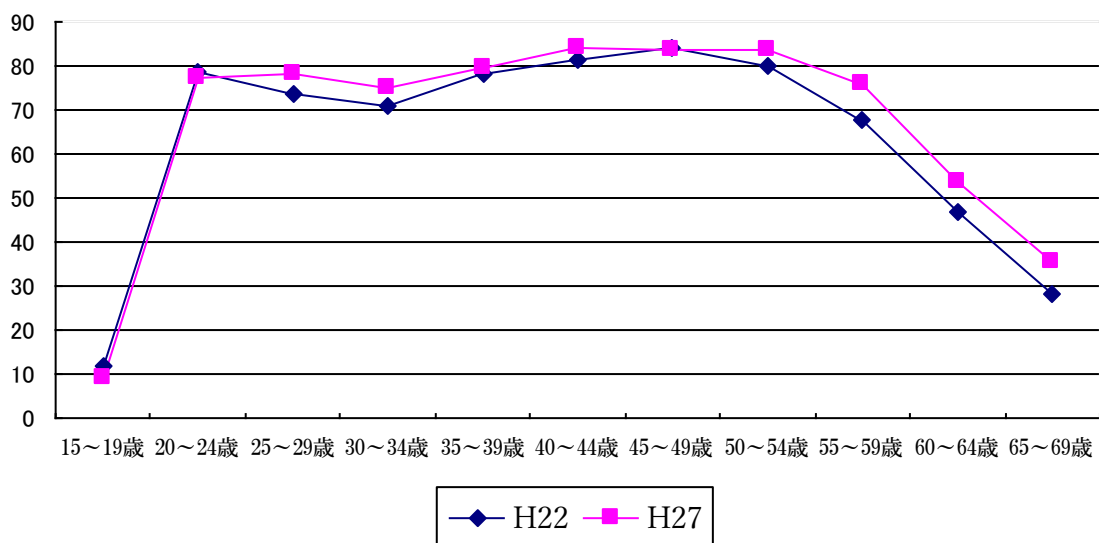
平成 22 年に 195 組であった婚姻数は、平成 30 年に 115 組となり、80 組 (41%) 減少しています。



資料：統計いといがわ

### 4 女性の就業率の変化

平成 22 年と平成 27 年で女性の就業率を比べると、25 歳から 49 歳までの間の就業割合が増加しており、結婚・出産時期に一旦低下するとされる M 字カーブが緩やかになっています。



資料：国勢調査

## Ⅱ アンケート調査の結果

### 1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

平成 29 年に、小学生以下のお子さんがあるすべての世帯（2,199 世帯）を対象にアンケート調査を実施しています。返送率は 85.7%（1,884 世帯）でした。

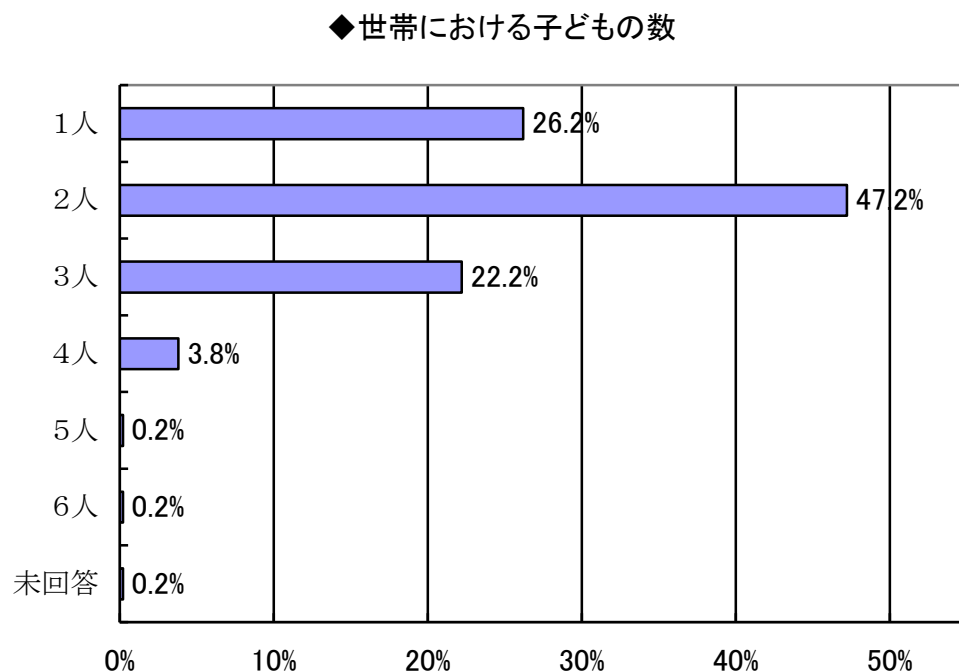
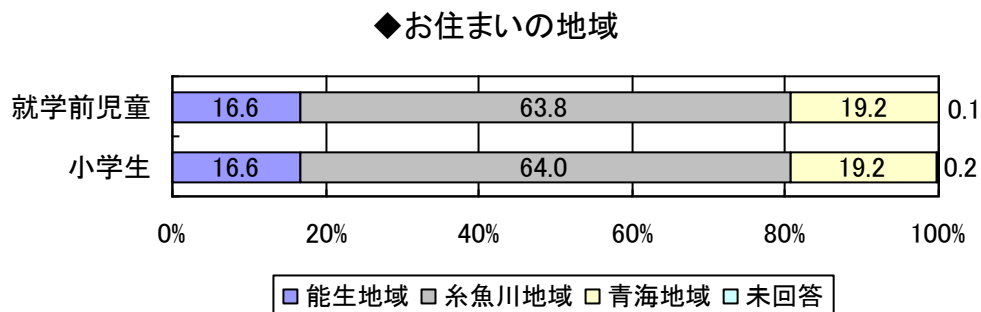
就学前児童…就学前の児童の保護者の回答（総数 1,029）

小学生…小学生を持つ保護者の回答（総数 855）

#### (1) 回答者の状況

地域別では、糸魚川地域の割合が最も多く、次いで青海地域、能生地域となっています。

世帯別の子ども的人数は、「2人」が最も多く、次いで、「1人」、「3人」となっています。

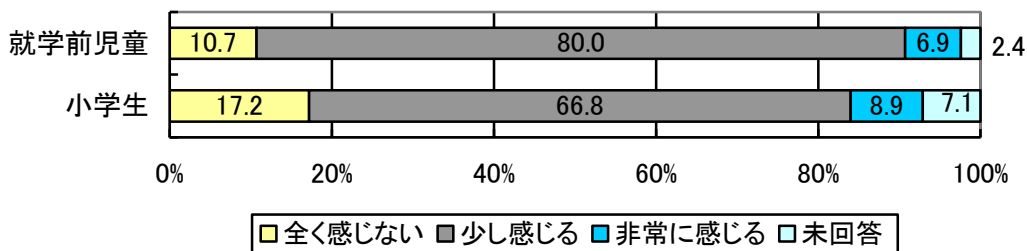


## (2) 子育てをする上での不安

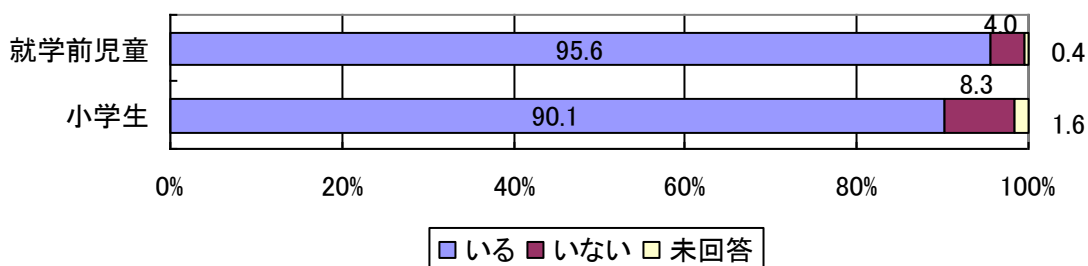
子育てをする上で不安を感じる人（「少し感じる」、「非常に感じる」）の割合は就学前児童の保護者で約 87%、小学生の保護者で約 76% となり、小学生になると不安を感じる割合が下がっています。また、気軽に相談できる人がいると答えた割合は、どちらも 90% を超えています。

日ごろの、お子さんを見てもらえる人が「いずれもない」と答えた人の割合は約 6% となっています。

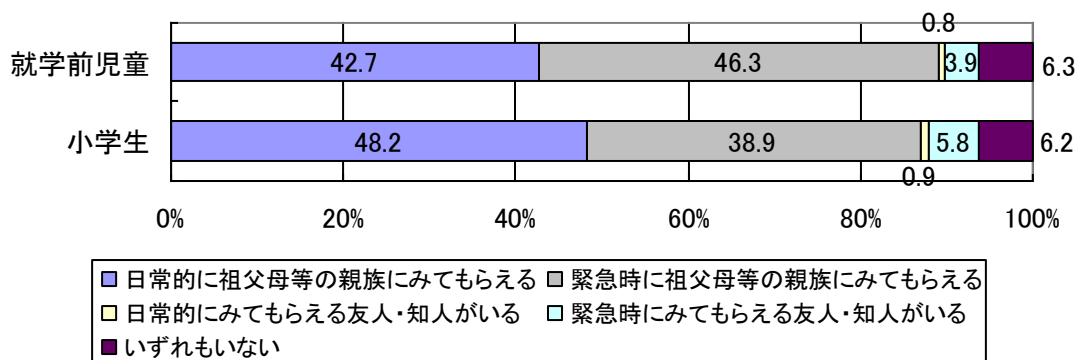
### ◆子育てについて不安や負担を感じますか



### ◆気軽に相談できる人はいますか



### ◆日頃お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか

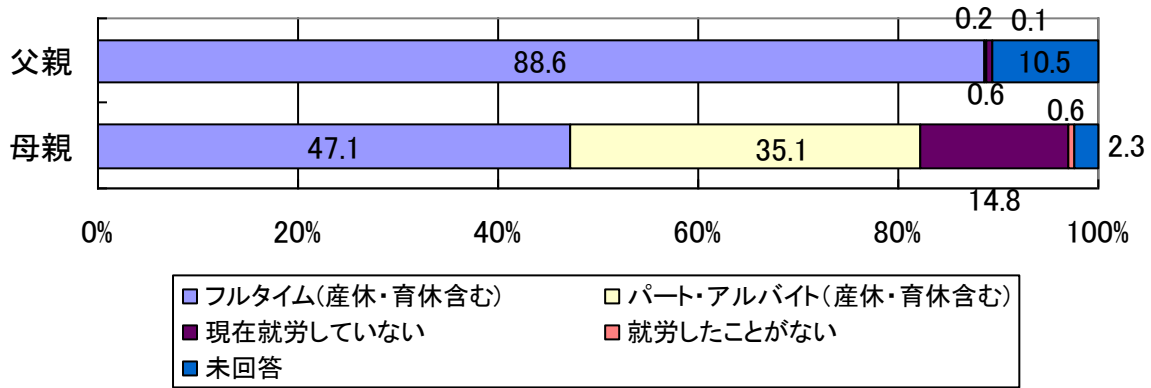


### (3) 両親の勤務状況

父親については、「不明」が 10%ありますが、残りはほぼフルタイム勤務との回答になっています。

母親については、フルタイム勤務が産休・育休中も合わせ約 47%であり、パート・アルバイト勤務は産休・育休も合わせ約 35%となっています。

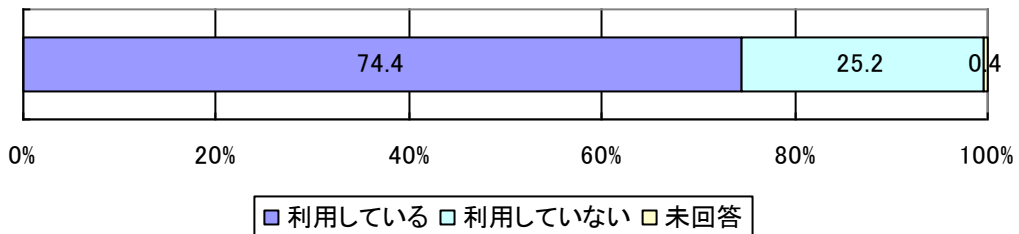
◆両親の勤務状況(就学前・小学生合計)



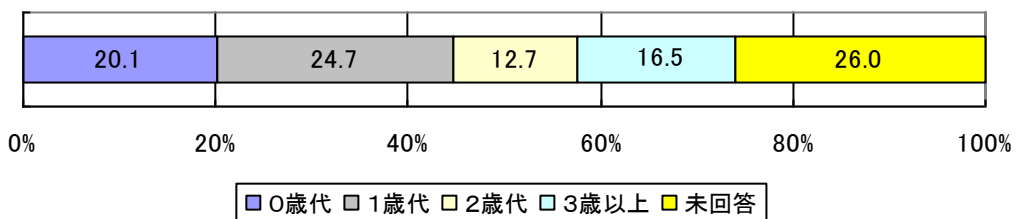
### (4) 幼稚園・保育園の利用状況(就学前児童のみ)

就学前児童の約 75%が幼稚園または保育園を利用しています。また、お子さんが0歳代、1歳代から利用し始めた方が合わせて約 45%です。

◆現在、幼稚園や保育園を利用していますか

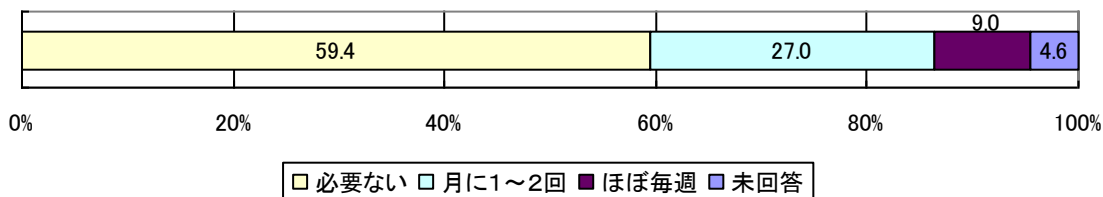


◆幼稚園や保育園を利用したのは何歳からですか

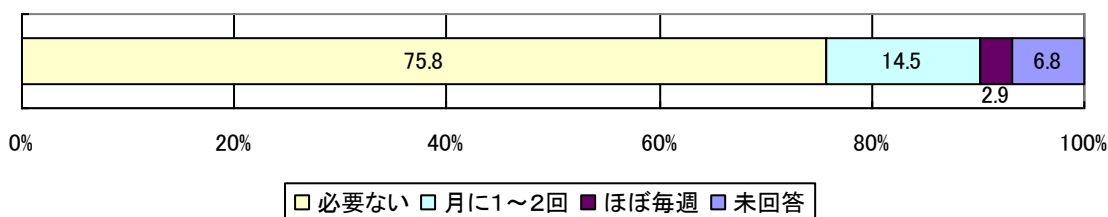


日曜日の利用希望は、必要ないという方が約 76%ですが、「月に1～2回」が 14.5%、「ほぼ毎週」という方が 2.9%となっています。

◆土曜日の幼稚園・保育園の利用希望



◆日曜日の幼稚園・保育園の利用希望

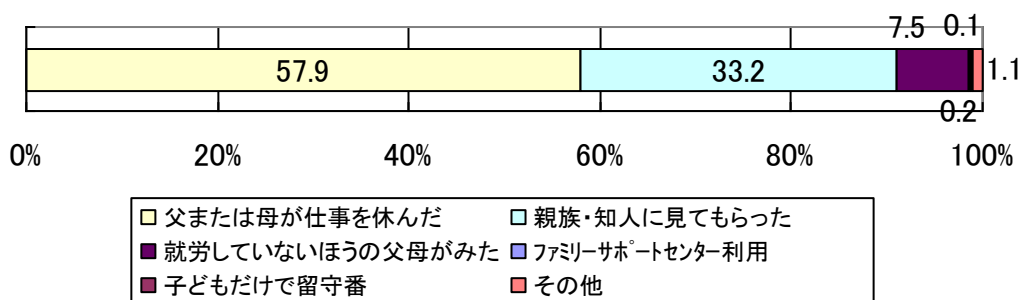


## (5) 子どもが病気の際の対応

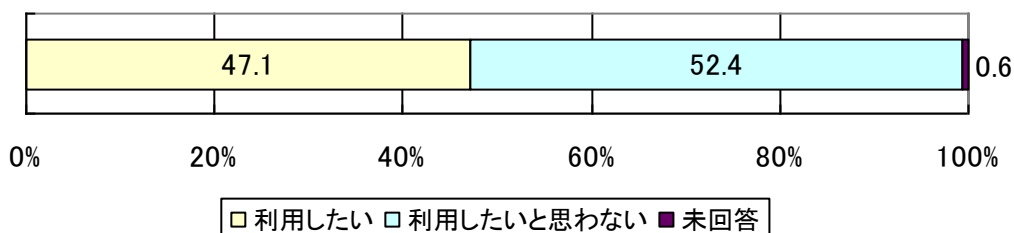
仕事を休んだ者が 57.9%、親族・知人に見てもらった者が 33.2%、就労していない父母がみた者が 7.5%で、あわせて 98.6%となっています。

また、仕事を休んで対応した方の病児保育等の利用希望は、「利用したい」が 47.1%、「利用したいと思わない」が 52.4%となっています。

◆子どもが病気の際の対応



◆両親のいずれかが休みをとって対応した方の病児・病後児保育室の利用希望





## (6) 小学校就学後の放課後の過ごし方

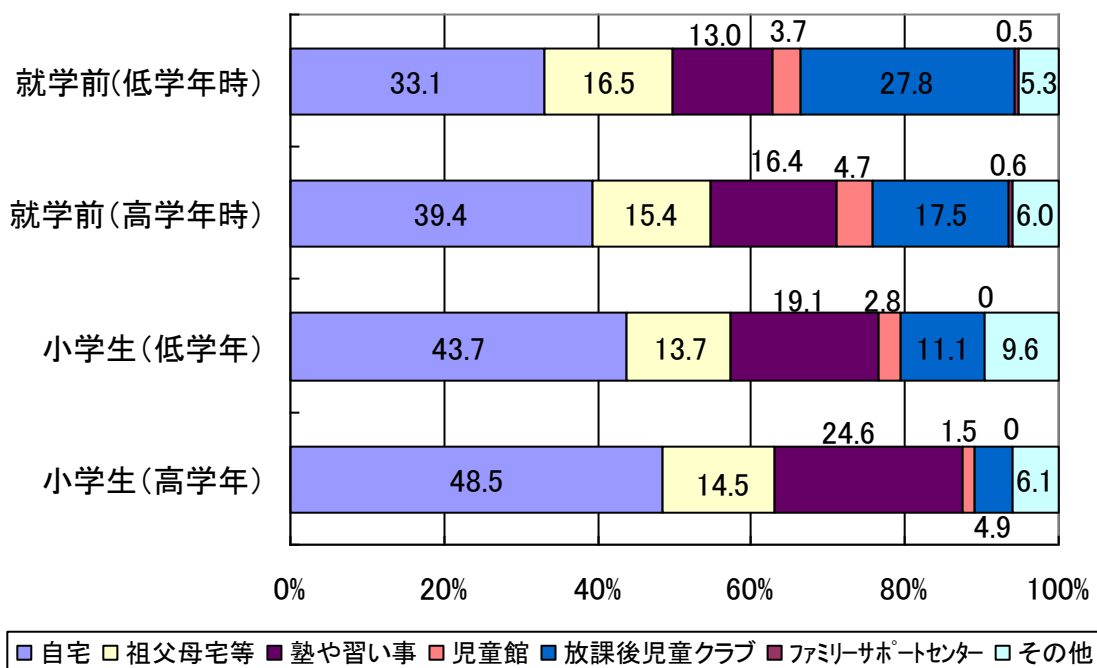
いずれの項目も「自宅」が最も多くなっており、高学年になると更に増加します。また、「塾や習い事」の割合も増えてきます。

逆に、放課後児童クラブは、高学年では利用希望が減り、就学前で希望している割合と比べ、実際に利用している小学生の割合は更に少なくなります。

【就学前】は、「お子さんが小学生になったら過ごさせたい場所」

【小学生】は、「放課後の時間をどのような場所で過ごさせているか」をお聞きしています。

### ◆放課後をどのような場所で過ごさせたいか(過ごさせているか)



## 2 ひとり親家庭等の生活実態に関する調査

平成 30 年に、ひとり親家庭と就学援助受給世帯（合計 400 世帯）を対象に実施しています。返送率は 70.7%（283 世帯）でした。

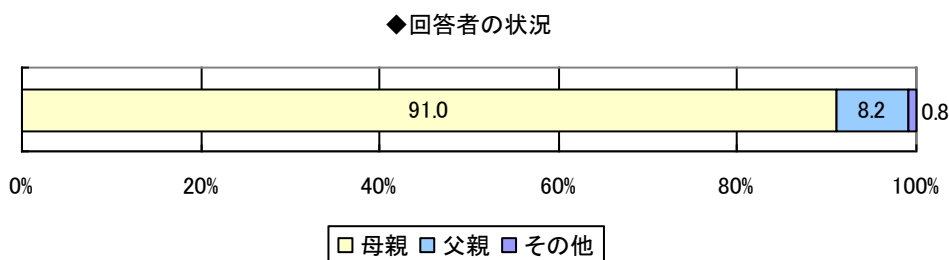
ひとり親家庭等… 返送数 256 世帯（返送率 81.5%）

就学援助受給世帯…返送数 27 世帯（返送率 31.4%）

返送率を考慮し、結果についてはひとり親家庭等のみの掲載としています。

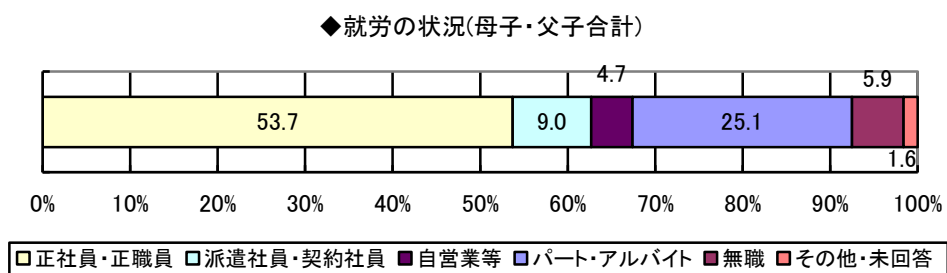
### (1) 回答者の状況

母親が 91%、父親が 8.2%。その他（0.8%）は祖母、伯母。

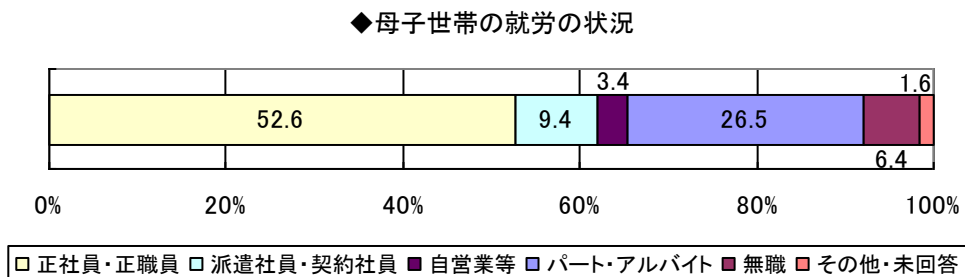


### (2) 就労の状況

「正社員・正職員」が 53.7%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」「無職」が 5.9%（15 人）でした。



うち、母子世帯に限って見た場合



母子世帯について、「正社員・正職員」の割合は、同様の県調査（H26）と比べ 7.5 ポイント高く、国調査（H28）と比べ 11.9 ポイント高い。

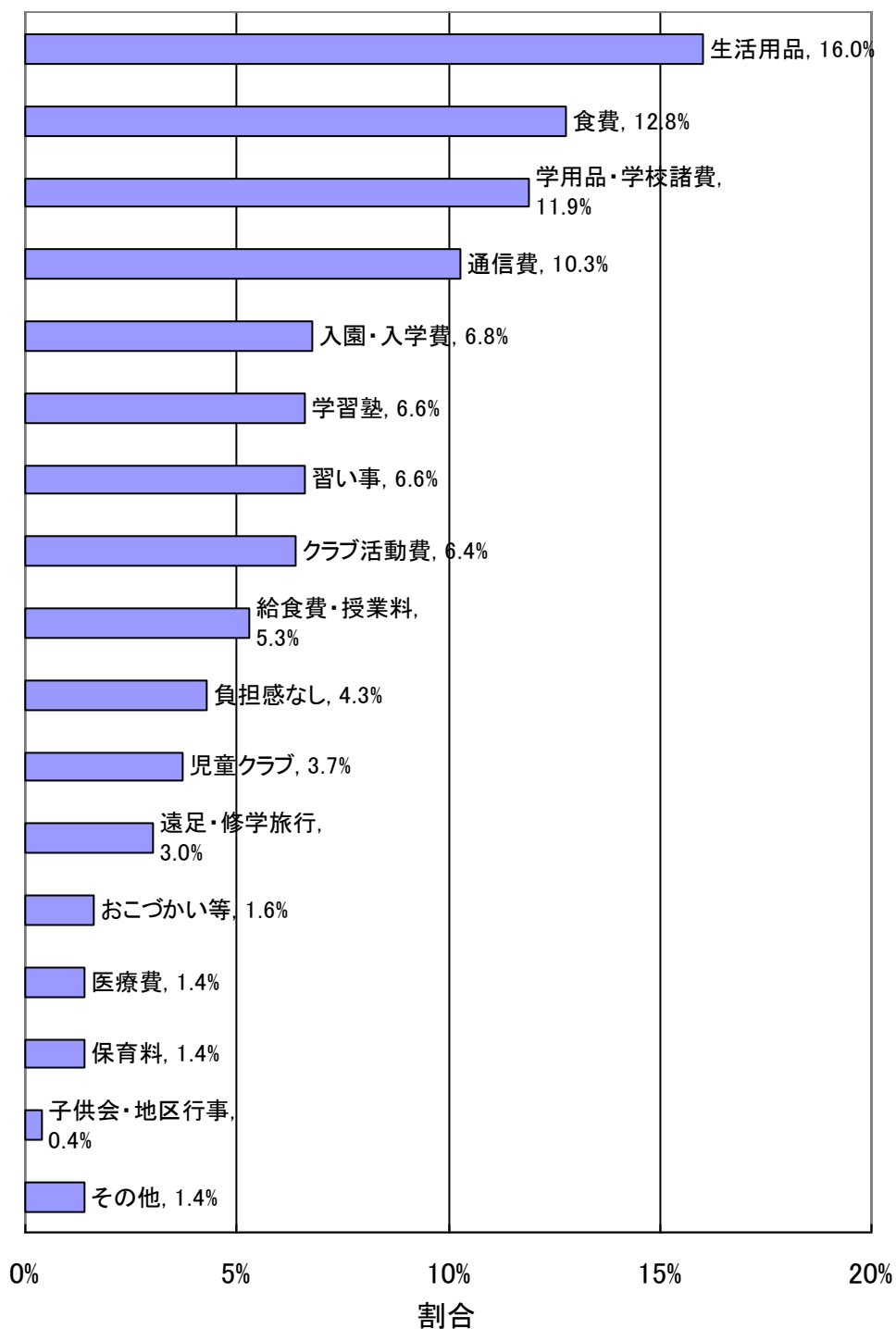
「パート・アルバイト」の割合は、5.5 ポイント低くなっています。

### (3) 生活の状況

子どもにかかる費用で負担に感じるものの問いに、「生活費」と答えた方の割合が16.0%で最も多くなっており、次いで「食費」(12.8%)、「学用品・学校諸費」(11.9%)、通信費(10.3%)。

「学習塾」「習い事」を挙げた方は、6.6%となっています。

#### ◆子どもにかかる費用で負担に感じるものは何ですか

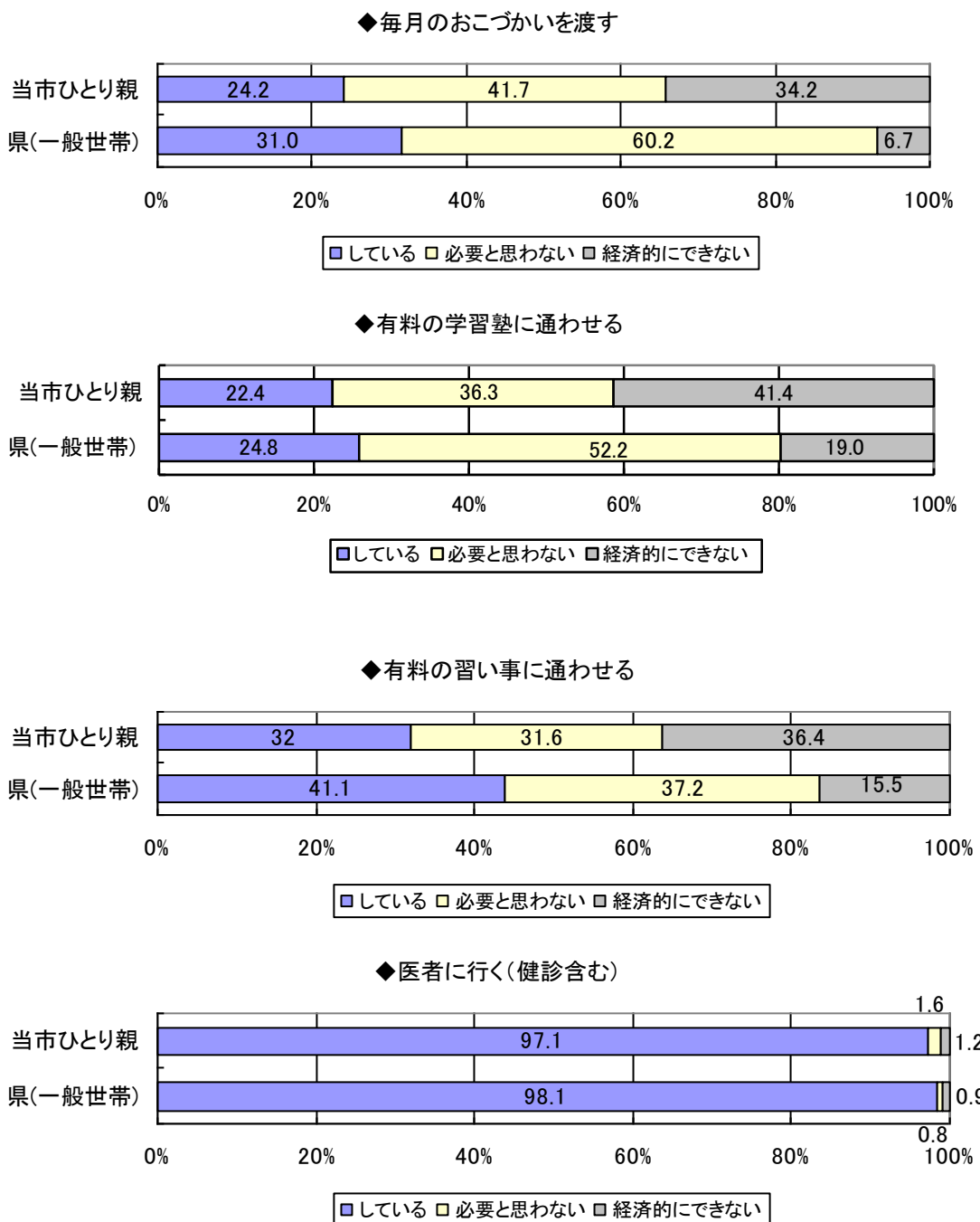


■問「お子さんに次のことをしていますか」の県調査（一般家庭）との比較

県調査は「子どもの貧困実態調査（H28）」であり、ひとり親に限らず 18 歳未満の子どもがいる世帯の抽出結果です。

「毎月のおこづかいを渡す」、「有料の学習塾に通わせる」、「有料の習い事に通わせる」では、県調査（一般家庭）と比較して、「している」世帯にそれほど大きな開きがない一方で、「経済的にできない」と答えている割合は倍以上の開きがあります。

また、医療機関にかかることについては、一般家庭とほぼ変わらず受診できています。



## 第3章 教育・保育、子育て支援事業の提供体制

### I 教育・保育提供区域の設定

---

#### 1 教育・保育提供区域

---

子ども・子育て支援法において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。

本市における「教育・保育提供区域」は全市を一区域として設定します。

## II 教育・保育の見込み量と確保内容

アンケート結果に基づき算出した量の見込みと確保方策は内容を以下のとおりです。

### 1 教育・保育

		2年度			3年度				
		1号認定 (3～5歳 学校教育 のみ)	2号認定(3～5歳、保育 の必要性あり)		3号認定 (0～2歳 保育の必 要性あり)	1号認定 (3～5歳 学校教育 のみ)	2号認定(3～5歳、保育 の必要性あり)		3号認定 (0～2歳 保育の必 要性あり)
			学校教育利 用希望が強 いもの	左記以外			学校教育利 用希望が強 いもの	左記以 外	
量の見込み		106人	585人		374人	92人	509人		356人
			93人	492人			81人	428人	
確保方策	教育・保育施設(※1)	405人		630人	419人	405人		630人	419人
	認可外保育施設(※2)			25人	5人			25人	5人
	地域型保育事業				19人				19人
	企業主導型保育施設				16人				16人

		4年度			5年度				
		1号認定 (3～5歳 学校教育 のみ)	2号認定(3～5歳、保育 の必要性あり)		3号認定 (0～2歳 保育の必 要性あり)	1号認定 (3～5歳 学校教育 のみ)	2号認定(3～5歳、保育 の必要性あり)		3号認定 (0～2歳 保育の必 要性あり)
			学校教育利 用希望が強 いもの	左記以外			学校教育利 用希望が強 いもの	左記以 外	
量の見込み		81人	447人		355人	77人	423人		342人
			71人	376人			67人	356人	
確保方策	教育・保育施設	405人		630人	419人	405人		630人	419人
	認可外保育施設			25人	5人			25人	5人
	地域型保育事業				19人				19人
	企業主導型保育施設				16人				16人

		6年度			
		1号認定 (3～5歳 学校教育 のみ)	2号認定(3～5歳、保育 の必要性あり)		3号認定 (0～2歳 保育の必 要性あり)
			学校教育利 用希望が強 いもの	左記以外	
量の見込み		73人	403人		327人
			64人	339人	
確保方策	教育・保育施設	405人		630人	419人
	認可外保育施設			25人	5人
	地域型保育事業				19人
	企業主導型保育施設				16人

※1 保育園、幼稚園の定員、受け入れ可能人数を年齢区分ごとに整理したもの。

※2 根知保育園

#### 【確保方策の考え方】

出生数の減少に伴い、現状の幼稚園、保育園、認定こども園の施設で確保できる見込みです。ただし、場合によっては保護者の希望する第1希望の園に入園できない場合もあります。

## 2 時間外保育事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	162人	147人	137人	131人	125人
確保方策	各保育園における延長保育実施	各保育園における延長保育実施	各保育園における延長保育実施	各保育園における延長保育実施	各保育園における延長保育実施

【確保方策の考え方】現在実施している延長保育事業で必要量に対応します。

## 3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ室)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	全体		全体		全体		全体		全体	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	476人		457人		431人		398人		362人	
	300人	176人	294人	163人	272人	159人	242人	156人	210人	152人
確保方策	9室 588人		9室 588人		9室 588人		9室 588人		9室 588人	

【確保方策の考え方】現在の施設で必要量に対応します。また、現在実施していない学区区においてはニーズに応じて対応を検討します。

## 4 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2,381人回	2,272人回	2,255人回	2,174人回	2,081人回
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【確保方策の考え方】現在実施している4か所の施設で必要量に対応します。

## 5 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	22,236人日	19,352人日	16,990人日	16,069人日	15,303人日
確保方策	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日

【確保方策の考え方】現在各園で実施している一時保育事業で必要量に対応します。

## 6 一時預かり事業(預かり保育以外の一時預かり)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1,000人日	900人日	835人日	795人日	756人日
確保方策	7園実施 5,292人日	7園実施 5,292人日	7園実施 5,292人日	7園実施 5,292人日	7園実施 5,292人日

【確保方策の考え方】現在各園で実施している一時保育事業で必要量に対応します。不足する場合はファミリーサポートセンター事業での対応を検討していきます。

## 7 病児・病後児保育事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	600人日	544人日	508人日	485人日	463人日
確保方策	1,440人日	1,440人日	1,440人日	1,440人日	1,440人日

【確保方策の考え方】現在実施している病児・病後児保育事業で対応します。不足する場合はファミリーサポートセンター事業での対応を検討していきます。

## 8 利用者支援事業

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保方策の考え方】市役所こども課内に「こども支援室」を設置しており、相談体制の充実、関係機関との連絡調整も含め、連携を図りながらニーズに応じていきます。

## 9 妊婦に対する健診

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	200人	195人	190人	180人	180人
確保方策	各医療機関	各医療機関	各医療機関	各医療機関	各医療機関

【確保方策の考え方】現在実施している妊産婦健診事業を継続実施して対応します。

## 10 乳児家庭全戸訪問健診

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	210人	200人	200人	190人	180人
確保方策	保健師・助産師 等に対応	保健師・助産師 等に対応	保健師・助産師 等に対応	保健師・助産師 等に対応	保健師・助産 師等に対応

【確保方策の考え方】現在の訪問体制を継続し、ニーズに応えます。



## 第4章 事業計画

### I 子育て支援・親支援

#### 1 地域における子育て支援

##### ① 地域における子育て支援の充実

- 地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルの支援等を行う「子育て支援センター」の内容の充実に努めます。
- 子育て支援センターを中心に、主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流・集いの場である「子育て応援講座」「かるがも教室」「ちびっこ広場」等を市内全域で継続実施し、0歳児からの体力づくり、子育ての悩みの解消等に努めます。
- 様々な育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員とする地域援助組織（ファミリーサポートセンター事業）について、会員の拡大等充実に努めます。
- 子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、社会全体で支援する機運の醸成に努めるため、「さんさん子育てサポート事業」の継続実施を図ります。
- 妊婦や子ども連れの方への優先駐車スペースに、県のおもいやり駐車場制度を活用し、子育てしやすい環境の整備を進めます。

#### 【主要事業及び事業目標】

① 地域における子育て支援の充実					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
1	子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルの支援を行う。	4か所	4か所	こども課
2	親子交流	乳幼児をもつ子育て中の親子の交流・集いの場（子育て応援講座、かるがも教室等）を開催する。	実施中	継続実施	こども課
3	ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を会員とする地域相互援助組織。	実施中	会員の拡充	こども課
4	さんさん子育てサポート	市内事業所の協賛により、市内で18歳以下の子どもを養育する多子世帯・多世代世帯に割引が受けられるカードを発行する。	実施中	継続実施	こども課
5	子育てマーク	妊婦等の方への優先駐車スペースに、「子育てマーク」を県の思いやり駐車場制度として実施。	実施中	継続実施	こども課

## ② 保育の見直し

- 保育所については、3歳未満児（乳児含む）・障害児の柔軟な受け入れ、地域の実情に応じた定員の見直しや施設整備に努めます。また、必要な保育士等を配置するとともに、研修の充実等により、その資質の向上に努めます。
- 園でのじゃれつき遊び等で園児と保護者の愛着形成を支援します。また、保育の中でも積極的にじゃれつき遊び、ふれあい遊びを取り入れ、子どもの心の安定に努めます。
- 就労形態の多様化に対応するため、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育を引き続き実施するほか、土曜保育については、保育時間の拡大を図ります。また、夜間保育もニーズにあわせ検討します。
- 多様化する保育ニーズへの対応や効率的な保育運営の観点から公立保育所の民営化を検討します。
- 就労等により昼間保護者が不在となる小学生の保育については、引き続き放課後児童クラブ室及び保育園での学童保育を実施します。その運営にあたっては、保護者のニーズに対応し、地域の実情に即した効率的な運営を図るとともに、支援員の資質の向上に努めます。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を検討し、学校と連携した施設の活用を図ります。
- 保護者の就労・疾病等により、家庭における養育が困難となった子どもの児童福祉施設等での短期預かり支援等の実施に努めます。
- 災害や防犯に対する施設の安全確保に努めます。
- 地域と一体となった保育経営を実施するため、地域住民との世代間交流事業をはじめとする保育所地域活動事業を各地域の実情に合わせて推進します。また、地区公民館行事などへの参加を促し、地域との心のつながりを生み出し、地域の人々の生活に触れることのできる事業の実施に努めます。
- 医療機関と連携し、病児・病後児保育を実施します。
- 保育施設的环境維持を図るため、遊具等を適切に管理します。
- 両親の就労等により、公立幼稚園閉園後も保育が必要となる園児を対象とした「ほいくる」を引き続き実施します。
- 幼稚園と保育園のよさをあわせ持つ「認定こども園」の園舎整備等を支援します。

### 【主要事業及び事業目標】

② 保育の見直し					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
6 未満児保育 ( )内は乳児保育	3歳未満児の保育を実施する。	21か所 (19か所)	20か所 (18か所)	こども課	
7 障害児保育	集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施する。	23か所	22か所	こども課	

8	延長保育(平日)	保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応する。	最長で 7:00— 19:00	最長で 7:00— 19:00	こども課
9	一時保育	未就園児の保護者の育児疲れや緊急時の保育に対応する。	6か所	6か所	こども課
10	土曜保育	保育時間の拡大をする。	最長で 7:00— 19:00	最長で 7:00— 19:00	こども課
11	休日お助け保育	保護者の就労形態の多様化にあわせた保育の需要に対応する。	1か所	3か所	こども課
12	夜間保育	保護者の就労形態の多様化にあわせた保育の需要に対応する。	0か所	1か所	こども課
13	民営化の検討	公立保育所の民営化方針に基づいた取組みを行う。	方針検討	方針に基づいた取組み	こども課
14	学童保育	両親の就労等により、昼間保護者が不在となる小学生を対象とした、学童保育を実施する。	12か所 (公立9か所)	ニーズに応じ 拡充検討	こども課
15	放課後子供教室	保護者の就労等の条件に関わらず参加可能な、多様な体験・学習プログラムの実施。	1か所	1か所以上	こども課
16	地域交流	地域住民との世代間交流事業を実施する。	実施中 (全園)	継続実施 (全園)	こども課
17	病児・病後児保育	病児・病後児保育を、医療機関と連携して実施する	1か所	1か所以上	こども課
18	遊具等整備	保育施設の遊具等を適切に管理する。	実施中	継続実施	こども課
19	ほいくる	両親の就労等により、公立幼稚園閉園後も保育が必要となる園児を対象に預かり保育を実施する。	実施中	継続実施	こども課
20	じゃれつき遊び	保育園、幼稚園でじゃれつき遊びを実施し、子どもの心と体を育てる。	実施中	継続実施	こども課
21	地域型保育事業の取組	新制度施行に伴う家庭的保育事業、小規模保育事業。事業所内保育事業、居宅訪問型事業について検討し、0～2歳児の受入態勢を整える。	1か所	3か所	こども課
22	民営こども園整備事業	認定こども園の園舎整備を支援します。	実施中	継続実施	こども課

### ③ 子育て支援のネットワーク

- 子育て支援の基盤となる相談・支援のサービスを整備するとともに、子育て支援センター・子育てサークル・子育てサポーター・保健センター等の活用を図り、身近な地域で子育てを支援する体制の充実に努めます。
- 子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、サークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育ての不安の解消が図られるよう努めます。
- 各種の子育て支援サービス情報や子育てのポイントをまとめた「子育てお役立ちブック」の作成など、分かりやすい情報の提供に努めます。
- 市民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等の開催により、子育てに関する意識啓発等を推進します。
- 子育て関連情報の伝達手段として、ホームページのほか、通信メディアを活用したスマートフォンアプリや定期的メール配信による情報提供を行います。

### 【主要事業及び事業目標】

③ 子育て支援のネットワーク					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
再掲 1	子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルの支援を行う。	4か所	4か所	こども課
23	母親クラブ育成	子育てサークル等の活動に対し助成する。	1団体	3団体	こども課
24	子育てお役立ちブック	各種の子育て支援サービス情報や子育てのポイントをまとめた冊子を提供する。	実施中	継続実施	こども課 こども教育課
25	家庭教育支援	子育てに関する意識啓発等のため、講演会や研修会等を開催する。	実施中	継続実施	こども課 生涯学習課
26	育児相談・支援体制の整備	子育て支援の基盤となる相談・支援体制を整備する。	実施中	継続実施	こども課
27	通信メディアによる情報提供	スマートフォンアプリやメールの定期配信による情報提供	実施中	継続実施	こども課

### ④ 児童の健全育成

- 子育て経験者・高齢者・ボランティア・関係機関及び団体相互の連携強化や研修会等の実施による指導者の資質の向上、民生児童委員・主任児童委員の活動の強化により、地域での子育て支援の充実に努めます。

- 異年齢児や異なる地域、高齢者等との交流、郷土の伝統文化等の伝承活動、地域の自然を生かした遊び、地域行事への参加、子どもの継続的なスポーツ交流活動等の推進に努めます。
- ジュニアスポーツクラブ等の子どものスポーツ活動等に継続的な支援に努めます。
- 子どもの遊び場の確保については、都市公園・市民公園等の公園・緑地を引き続き活用するとともに、悪天候時や冬季に対応するため、既存の施設の開放や、公共施設を利用しての児童館の整備を図ります。
- 子どもの非行防止のため、警察・学校・地域社会や関係機関・団体等と連携し、共通の理解と認識のもと、非行の防止と保護の徹底に努めます。
- 公民館やPTA、青少年活動団体などと連携し、子どもたちに実体験やコミュニティ能力を養う機会を増やすなど健全育成活動の充実に努めます。
- 子育て家庭の親子等が気軽に利用できる自由な交流の場として、児童館では子育て相談、母親クラブ等の地域組織活動を実施し、親子のふれあいの機会を提供します。
- 子どもと本を結びつける事業を実施し、読書活動の推進に努めます。

## 【主要事業及び事業目標】

④ 児童の健全育成					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
28	民生児童委員活動 主任児童委員活動 ( )は主任児童委員数	民生児童委員・主任児童委員の活動の強化により、地域での子育て支援の充実に努める。	127人 (14人)	127人 (14人)	福祉事務所 こども課
29	都市公園等管理	子どもが安全に遊べるよう都市公園等を適切に管理する。	実施中	継続実施	建設課
30	芸術・文化活動支援	郷土の伝統芸能・文化等の伝承活動、行事等の様々な体験機会を提供する。	実施中	継続実施	文化振興課
31	ジュニアスポーツ活動支援	ジュニアスポーツクラブ等への活動の場の提供、活動費の支援を行う。	実施中	継続実施	生涯学習課
32	青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正など青少年問題全般に関わる重要事項の協議が必要となったときに開催し関係行政機関相互の連絡調整を図る。	実施中	継続実施	生涯学習課
33	児童館整備	放課後の児童の健全な交流の場として、また、親子が気軽に利用できる交流の場として児童館を整備する。	1か所	ニーズに応じ検討	こども課

34	児童館活動	地域の児童に各種行事を実施し、健全な遊びを与え、居場所を提供するとともに、子育て支援や母親クラブの育成を図る。	実施中	継続実施	こども課
35	児童図書整備	図書館における児童図書の整備充実に努める。	実施中	継続実施	生涯学習課
36	絵本ふれあい事業	10ヶ月健診時に本をプレゼントするブックスタート事業や、市民ボランティアによる図書館等での読み聞かせ事業などを行う。	実施中	継続実施	生涯学習課 こども課
37	屋内遊戯施設整備	悪天候時でも子どもが利用できる遊戯施設を整備する。	検討中	1か所	こども課

## ⑤ 経済的負担の軽減

- 保育所、幼稚園、認定こども園の保育料については、軽減を継続します。
- 子どもを育てている家庭の生活の安定と次世代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上のため、国の制度に基づき児童手当を支給します。
- 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進するため、子ども医療費助成を実施します。
- 妊産婦が、経済的負担感を感じることなく健康診査を受診し、安定した妊娠期を過ごし、安心して出産を向かえ、産後は乳児とともに健やかな生活を過ごすことができるよう、妊産婦・乳児の健康診査費用を助成します。
- 妊婦の医療費を出産翌月まで助成することにより、妊娠期の精神安定を図り、早期治療を促進します。
- 全額自己負担となる任意の予防接種費用を助成し、予防接種を受けやすくし、子どもの疾病予防を図ります。
- 高校生・大学生への奨学金の貸付人数の拡充を図り、次世代の社会を担う子どもの教育機会の拡大に努めます。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給するとともに、母子世帯の母の主体的な能力開発を支援します。
- ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等医療費助成を実施します。
- 障害のある児童を育てている家庭の負担を軽減するため、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。また、身体障害者手帳の1級から3級、または療育手帳A等の交付を受けている児童については、重度心身障害者の医療費助成を実施します。
- 就学上の経済的負担の軽減を図るため、学用品費等の支払いが困難な小中学生の保護者に対し、就学援助費を支給します。また、遠距離通学をする小中学生の保護者に対し、通学費を補助します。

## 【主要事業及び事業目標】

⑤ 経済的負担の軽減					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
38	保育料軽減	保育料の軽減を実施する。	実施中	継続実施	こども課
39	第3子保育料無料化	18歳未満の児童を通算し、第3子以降の幼稚園保育料及び保育所保育料を無料とする。	実施中	継続実施	こども課
40	児童手当	中学生まで支給する。 3歳未満：15,000円 3歳～小学生：10,000円 (3子以降15,000円) 中学生：10,000円	実施中	国制度に 合わせ 継続実施	こども課
41	子ども医療費助成	個人の負担額は通院530円／1回、入院なし。	入・通院： 高校卒業まで	継続実施	こども課
42	妊産婦・乳児一般健康診査費用助成	妊婦健康診査、産後1か月健康診査、1か月児・6か月児の医療機関での健康診査の費用を助成する。	実施中	継続実施	こども課
43	妊婦・子どもインフルエンザ接種助成	1回の接種につき、半額を助成する(上限額1,500円)。 対象：生後6カ月～高校卒業、妊婦	実施中	継続実施	こども課
44	児童扶養手当	ひとり親家庭に対する自立を支援するため、手当を支給する。 所得制限あり。	実施中 (5年以上の受給者については一部減額)	継続実施	こども課
45	ひとり親家庭等医療費助成	個人の負担額は通院530円／1回、入院：子どもはなし。(親1,200円／1日)。所得制限あり。	実施中	継続実施	こども課
46	特別児童扶養手当	重度の精神または、身体障害のある20歳未満の児童を養育している保護者に支給する。 所得制限あり。	実施中	継続実施	福祉事務所
47	障害児福祉手当	家庭で生活している20歳未満の人で、精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする児童に支給する。所得制限あり。	実施中	継続実施	福祉事務所

48	重度心身障害者 医療費助成	身体障害者手帳1から3級の所持者、療育手帳Aの所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者。所得制限あり。	実施中	継続実施	福祉事務所
49	就学援助	経済的な理由により就学が困難な小中学生の保護者に対し、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する。	実施中	継続実施	こども教育課
50	通学支援	小学校2.5km、中学校4km以上の通学距離を公共交通機関を利用して通学している児童・生徒の保護者に対し、定期代の全額を補助する。	実施中	継続実施	こども教育課

## 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### ① 次代の親の育成

- 家庭・地域・職場及び学校教育等を通じて、夫婦が協力して、仕事と家事や子育てを両立させ、健やかな子どもの成長を育むために、家事や育児等の知識・技術の習得、規則正しい生活習慣の確立等、多様な学習機会の提供に努めます。
- 少子化問題についての意識の啓発、情報の提供、各種講座やセミナー等の開催を通じて、子育てに関する知識の習得を促進し、少子化問題に対する理解を深めるとともに、子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、社会全体で支援する機運の醸成に努めます。
- 児童生徒が、子どもを生き育てることの意義と“いのち”や家庭の大切さを理解できるようにするため、乳児とふれあう機会を広げる取り組みを推進します。
- 妊娠という大きな節目の時に、子育てをして行く上での良い環境づくりにつながるよう、親自身の意識と生活リズムの改善を図り、規則正しい生活の大切さを伝えていきます。

### 【主要事業及び事業目標】

① 次代の親の育成					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
51	男女共同参画 推進	男女共同参画についての啓発、相談を行う。	実施中	継続実施	環境生活課
再 掲 25	家庭教育支援	子育てに関する意識啓発等のため、講演会や研修会等を開催する。	実施中	継続実施	こども課 生涯学習課



52	赤ちゃんふれあいスクール	小中学生を対象に、乳児とのふれあいを通して、命の尊さや親への感謝の気持ちを学び、将来自分が親になった時、順調に子育てがスタートできるようにする。	実施中	継続実施	こども課
53	パパマママタニティスクール	妊婦ジャケットの装着や赤ちゃんふれあい体験、先輩パパやママの体験談などを通して、妊娠中から夫婦が協力しあう事や、両親で育児を行う必要性を学ぶ教室を開催する。また、早寝・早起き・おいしい朝ごはんの話も盛り込み、妊娠中から夫婦が規則正しい生活リズムを整えるためのきっかけとする。	実施中	継続実施	こども課

## ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 一人ひとりに知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育成する教育を推進し、基礎・基本や自ら学び自ら考える力を身につけ、「ふるさと糸魚川」に愛着と誇りを持たせるために、地域に根ざした教育やきめ細かな指導、指導方法の一層の工夫・改善に努めます。
- 他者と交流する機会を積極的に設定し、自己有用感や規範意識を育むことにより、児童生徒が望ましい人間関係を築くとともに、安心して生活し学ぶことができる環境づくりを進めます。
- 児童生徒の心身の不調のサインを見逃さず、即時対応するために、教職員の研修や校内体制整備に努めます。
- 児童生徒の休日活動として、生活体験や自然体験等の実体験活動の場の拡大に努めます。
- 児童生徒や家庭・地域の実態の把握に努め、関係機関との連携を図り、地域ぐるみで不審者による連れ去りや交通事故、いじめ、非行、児童虐待等の未然防止や解決に努めます。
- 特別支援教育の一層の充実を目指し、糸魚川市特別支援教育システムを活用して、幼稚園・保育所の幼児、小中学校の児童生徒の実態把握と支援の充実を図ります。そのために、教職員や関係者、保護者、地域住民の研修の機会を設定し、関係機関や庁内連携、学校、家庭、地域との連携を図り、特別な支援を要する児童生徒に応じた特別支援教育を推進します。
- いじめ・不登校・人間関係づくりや性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修を積極的に実施し、相談体制の充実にも努めます。
- 子どもの教育相談員を配置し、県配置のスクールカウンセラーとともに、小中学校との連携を図りながら、児童生徒の悩みや課題に対応します。

- 中学校卒業後の若者とその保護者を対象とし、今後の生活に不安を抱いている方の相談や支援を行います。
- 不登校傾向を示す児童生徒の指導にあたっては、適応指導教室を核とした教育相談体制の充実を図ります。
- 児童生徒と地域の人々との交流や、地域の指導者を講師に招いて総合的な学習の時間の展開を図るなど、教育内容や方法を工夫し、体験的な活動を積極的に行い、生活に根ざした資質や能力の育成を図ります。
- 各種研修会や指定研究等の充実を図りながら、学習指導要領の趣旨の徹底を図ります。
- 就学前の言語障害（疑いも含む）や発達障害（疑いも含む）のある幼児を対象に相談や指導を行い、円滑な就学を支援します。
- 基本的な生活習慣の確立を図るとともに、生涯にわたる健康の基礎を築くために必要な正しい知識を身につけるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。また、児童生徒の発達段階に応じたきめ細やかな食に関する指導を行い、望ましい食習慣の育成に努めます。
- 小中学校に通う外国籍児童・生徒や帰国子女等で日本語が分からない児童・生徒が学校生活に慣れるとともに、日常生活における日本語が早く習得できるよう、日本語教育について支援します。
- 学校と保護者や地域が、共に知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、「地域と共にある学校づくり」を推進します。
- 学ぶことと自己の将来とのつながりを考え、社会的、職業的な自立に向けて必要な資質能力の育成を図ります。

## 【主要事業及び事業目標】

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
54	週末活動支援	ワクワク探検隊等の自然体験活動、異年齢交流事業を実施する。	実施中	継続実施	生涯学習課
55	地区青少年活動事業	保護者や地域の大人が協力して自然体験等の青少年活動を実施する。	実施中	継続実施	生涯学習課
56	総合的学習 取り組み支援	ふるさと糸魚川に根ざしたふるさと学習を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課
57	情報教育推進	小中学校において、情報通信の機能や、利用する能力を身に付けさせる教育を推進する。	実施中	継続実施	こども教育課
58	教職員資質・ 指導力向上	教職員研修、教育研修会を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課

59	教育相談員等配置	子どもの教育相談員、適応指導教室指導員を配置し、児童生徒、中学校卒業後の若者や保護者の相談や支援を行う。	実施中	事業拡充	こども教育課
60	食育推進活動実践	市内全校の食育活動を支援する。	実施中	継続実施	こども課
61	特別支援教育	特別な支援を要する児童生徒のニーズに応じた支援を行う。	実施中	継続実施	こども教育課
62	外国籍児童・生徒等学校生活サポート授業	日本語が分からない外国籍児童・生徒や帰国子女等の児童・生徒に対して日常生活や学校生活に必要な日本語の指導を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課
63	地域学校協働活動	地域と学校の連携した取り組みを進めるため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を各校区に配置する。	実施中	継続実施	生涯学習課
64	コミュニティ・スクール運営事業	全ての小中学校・特別支援学校に学校運営協議会を設置し、学校運営に関する「基本的な方針」の承認を受けると共に、学校や地域の課題解決に向けた協議を行う。	実施中	継続実施	こども教育課
65	キャリア教育の推進	職場体験学習を通し、郷土を大切に、自分の生き方を考える児童・生徒を育成する。	実施中	継続実施	こども教育課

### ③ 家庭や地域の教育力の向上

- 家庭や地域、特に家庭における教育が重要であることから、教育力の向上を図るため、子育てに関する情報の提供や学習機会、親同士の交流を図る機会の提供に努めます。
- 子どもの思いやりの心、豊かな感性、並びに自ら主体的に物事に取り組むことができる「生きる力」を育むため、恵まれた自然の中での自然体験活動、地域における生活体験や伝統文化への理解や継承、豊富な社会経験、また異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供する等、子どもが学習できる機会の充実に努めます。
- 情報誌の作成や情報機器の活用により、子どもや保護者に対して自然体験や社会体験等の学校外活動に関する各種情報を提供するとともに、市民に対して指導者の情報を提供する等、子どもや保護者の主体的な活動を支援します。
- コミュニティ・スクールを核とした地域総掛かりの子育てを推進するため、地域学校協働活動に取り組みます。
- 図書館等に「土曜自習室」を開設し、地域の人が見守りながら子どもの学習習慣付けと居場所の提供を図ります。

## 【主要事業及び事業目標】

③ 家庭や地域の教育力の向上					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
66	体験学習	遊びを通じて親子のふれあい事業を実施する。また、地域住民、高齢者との異年齢交流を実施する。	実施中	継続実施	農林水産課 生涯学習課
再掲 25	家庭教育支援	市民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等の開催をする。	実施中	継続実施	こども課 生涯学習課
再掲 63	地域学校協働活動	地域と学校の連携した取り組みを進めるため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を各校区に配置する。	実施中	継続実施	生涯学習課
67	土曜自習室	図書館などを会場に子どもの自習室を開設し、学習習慣付けと居場所の提供を図る。	実施中	継続実施	生涯学習課

## 3 子どもの安全の確保

### ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもを交通事故から守るため、警察・保育所・幼稚園・学校等の関係団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通安全対策を推進します。
- 子どもに交通安全のきまりを理解させるとともに、安全な行動習慣の育成が図られるよう家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、子どもから大人まで交通安全の意識を高めるため、段階的な啓発活動に取り組みます。

## 【主要事業及び事業目標】

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
68	交通事故防止対策	交通安全意識高揚と登校時の交通安全指導を行う。	実施中	継続実施	環境生活課 こども課 こども教育課

69	交通安全教育	交通安全教室、バス教室を開催する。	実施中	継続実施	環境生活課 建設課 こども課 こども教育課
----	--------	-------------------	-----	------	--------------------------------

## ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。
- 各種機関を通して犯罪の未然防止運動に取り組みます。
- 地域全体で子どもの安全を守るため、子どもに対する犯罪の発生状況や、野生鳥獣の目撃等の情報を提供します。
- 子どもを犯罪等から守るため、小中学生に防犯ブザーを贈与するとともに、ボランティアによるパトロール等の活動を積極的に促進します。
- 乳幼児を含めた児童を預かる保育施設及び学校においては、火災や不審者の侵入の対応など災害や防犯に対する安全への配慮が必要なことから、危機管理マニュアルの徹底、施設整備に努めます。
- 子どもが犯罪等にあつたときの緊急避難場所である「こども110番の家」の周知に努めます。
- 各世帯が自主的に夕暮れ時に門灯をつけるなど、地域で子どもを支え、守ることのできる取り組みの推進に努めます。
- 一般書店やコンビニエンスストア等で販売されたり、テレビやインターネット等のメディアで流されたりする性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が問題化していることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

### 【主要事業及び事業目標】

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
70	防犯パトロール	通学路等の防犯パトロールを実施する。	実施中	継続実施	環境生活課 こども教育課
71	広報無線等による緊急情報の広報	不審者等の情報を早急に周知するため、広報無線やメール、ホームページ等による速やかな広報活動を行う。	実施中	継続実施	環境生活課 こども課 こども教育課

72	こども110番の家の推進	県警が設置している「こども110番の家」をいざという時に子どもが利用できるよう周知する。	実施中	継続実施	環境生活課 こども教育課 こども課
73	安全・安心メール配信	携帯電話やPCを活用し、防犯情報や各種災害等の緊急情報を即時にメール配信する。	実施中	継続実施	総務課
74	保育・学校施設等の危機管理マニュアルの徹底	火災や不審者の侵入の対応など、危機管理マニュアルを徹底する。	実施中	継続実施	こども課 こども教育課
75	防犯ブザーの贈与	通学時の防犯対策として、市内小中学生全員に1人1個の防犯ブザーを贈与する。	実施中	継続実施	こども教育課

### ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪・いじめ・児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング・保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施します。その際、児童相談所・保健所の機能を活用し、子どもやその家族に対する総合的な支援を行います。
- 学校において、特別支援教育やいじめ・不登校、人間関係づくり、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や関係機関との積極的な連携のほか、小中学校に相談員やスクールカウンセラーの配置を促進する等、教育相談体制の充実に努めます。

## 【主要事業及び事業目標】

③ 被害に遭った子どもの保護の推進					
事業名	事業内容	現状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
76	被害に遭った子どもの支援	犯罪・いじめ・児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する。	実施中	継続実施	こども課 こども教育課
再掲 59	教育相談等配置	いじめ・不登校等児童生徒、保護者の悩みを聞き、家庭に連携して問題の解消や立ち直りを支援する。	実施中	継続実施	こども教育課
77	児童養護施設での養護	虐待されている児童や保護者のいない児童など環境上養育が必要となった場合に対応し、児童養護施設で養護し、自立を支援する。	実施中	継続実施	こども課

## 4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

### ① 児童虐待防止対策の充実

- こども支援室に要保護児童対策地域協議会の事務局を配置するとともに、児童福祉法における子ども家庭総合支援拠点及び母子保健法における子育て世代包括支援センターの機能を担い、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を提供します。
- 成長とともに幼稚園・保育園、学校とも連携した対応を行い、児童相談所・民生児童委員・主任児童委員・保健医療機関・警察等の関係機関による養育支援のネットワークの強化を図ります。
- 体罰によらない子育ての周知を図るとともに、要保護児童に関する通告義務等についての市民への啓発を行い、地域全体で児童虐待を防止する環境づくりに努めます。
- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導・援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

### 【主要事業及び事業目標】

① 児童虐待防止対策の充実					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
78	こども支援室の設置 (子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター)	支援を必要とする子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、保健師・家庭児童相談員等による相談・支援体制を構築し、切れ目ない支援・指導のための体制強化を図る。	実施中	継続実施	こども課
79	要保護児童対策地域協議会と児童虐待防止ネットワークの強化	支援が必要な子どもとその家庭・妊産婦等への適切な支援のため、関係機関との迅速な情報共有と連携・協働体制の強化を図る。	実施中	継続実施	こども課
80	虐待防止の環境づくり	児童虐待の早期発見と対応方法を学ぶ機会を提供しながら意識啓発を図り、市民全体で子どもを虐待から守る環境をつくる。	実施中	継続実施	こども課

### ② 保護者の自立支援と子どもの貧困対策

- ひとり親家庭等、支援が必要な世帯の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かい自立支援を実施するよう努めます。

- ひとり親家庭等、支援が必要な世帯に対する相談体制の充実を図り、施策やサービスについての情報提供を推進します。
- あらゆる機会を通じて困り事を抱えている家庭の把握に努め、支援を必要とする世帯に必要な情報が伝わるよう、関係機関と連携し、総合的に支援を行う取組を推進します。
- 子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って成長できるよう、学習・体験機会の提供を検討するとともに、家庭の生活面の支援や保護者の就労支援に努めます。
- 子ども食堂など民間での自発的な取組を推奨し、必要に応じて支援を行うとともに、子どもの居場所づくりの取組を推進します。

## 【主要事業及び事業目標】

② 保護者の自立支援と子どもの貧困対策					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
81	支援が必要な家庭等の自立支援	支援が必要な世帯の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かい自立支援を実施する。	実施中	継続実施	こども課
82	支援が必要な家庭等の相談	支援が必要な世帯等に対するサービスの情報提供と精神的な安定のための相談を実施する。	実施中	継続実施	こども課
83	低所得世帯等への学習・体験機会の提供	低所得世帯の子どもの対象とした学習・体験機会の提供。	検討中	実施	こども課

## ③ 療育事業の充実

- すべての子どもが、地域の中で安心して生活ができることを基本に、必要に応じて関係機関が連携し、障害等のある子どもを持つ家庭を支援する体制づくりを進めます。
- 心身の発達等に心配のある乳幼児を早期に発見し、適切な指導を行うよう努めます。
- 「発達支援センターめだか園」や「ことばの教室」における療育指導の充実を図ります。
- 早期からの教育相談や就学指導の充実を図り、円滑かつ適正な就学を支援します。また、全ての子どもの能力や可能性を最大限に伸ばしていく教育を進めるとともに、障害のある子どもについては、一人ひとりの障害の種類や程度に応じた教育に努めます。
- 障害のある子どもの発達を促し、生きる心を育成するため、学校内での共同学習をはじめ、学校間交流や地域間交流を推進します。
- ノーマライゼーションの視点に立ち、地域に根ざした特別支援教育を拡充するとともに、居住地における交流活動を推進する等、多様で継続的な交流活動の工夫に努めます。



## 【主要事業及び事業目標】

③ 療育事業の充実					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
84	児童発達支援	発達支援センターめだか園において、心身に障害のある就学前児童に対し、障害の状況に応じて発達を支援する。	実施中	継続実施	こども課
85	子ども発達支援センター	心身に障害のある児童を統括的に支援し、発達支援の拠点となる施設を整備する。	検討中	施設の必要性も含め検討	こども課
86	就学指導	早期からの教育相談や就学指導の充実を図り、円滑かつ適正な就学を支援する。	実施中	継続実施	こども教育課 こども課
87	学校間交流・地域間交流の推進	ひすいの里総合学校を含めた共同学習を推進する。	実施中	継続実施	こども教育課
88	通級指導教室	ことばの遅れや発達障害（疑いを含む）のある児童生徒に対し支援等を行う。	実施中	継続実施	こども教育課 こども課
再掲 61	特別支援教育	特別な支援を要する児童生徒のニーズに応じた支援を行う。	実施中	継続実施	こども教育課

## Ⅱ 楽しく食べて元気な子

### 1 親子の健康の確保及び増進

#### ① 子どもや母親の健康の保持

- 出産前の親教育から始まり、妊娠早期を経て出産、また、出産後の新生児期・乳児期・幼児期から学童期・思春期に至るまでの健康教育、健康相談、健康診査、療育指導等を一貫した体系で実施するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実させることにより、きめ細かな親子保健の充実に努めます。
- 親子保健計画を策定し、この計画を指針として、「早寝早起きおいしい朝ごはん」をはじめとしたよい親子の健康づくりを推進します。
- 妊娠初期から保健指導が受けられ、安心かつ満足な出産・育児ができるよう、医療機関と連携して母子健康管理の充実を図ります。

- 妊娠という大きな節目に、子どもの健やかな成長につながるよう、親自身の意識と生活リズムの改善を図り、規則正しい生活の大切さを伝えていきます。
- 健やかな子育てのため、母乳育児を通じた親子の絆を育む子育て方法を学び、実践できるようにします。
- 妊娠中及び産後に、母子の健康の保持増進と育児不安等の解消を図るため、助産師・保健師・栄養士等による支援に努めます。
- 育児不安やストレスの解消を図り、両親が子育てを楽しむことができるよう、親子関係や親子の心の問題に対応できる育児支援体制の整備を推進します。また、専門家だけではなく、広く地域の人々が親子に関われる体制づくりを検討します。
- 保育園・幼稚園・学校での健康教室等を通じて、望ましい生活習慣の定着に努めます。
- 家庭において、病気・怪我への適切な初期対応ができるよう、情報提供に努めます。
- 疾患の早期発見、早期治療、早期療育、保健指導に加え、多様化する母子保健ニーズへの対応や適切な子育て支援の充実を図るため、保健師、栄養士、その他専門職員の人材の確保とともに、研修の機会を拡充し、その資質の向上に努めます。
- 不妊治療の精神的・経済的負担を軽減するため、不妊症治療費の助成及び不妊専門相談センターや県の医療費助成制度などの情報提供に努めます。
- 発達障害及びその疑いのある子どもを早期に発見し、その後の継続的な支援につなげられるように、健康診査、療育支援体制の充実に努めます。
- 子どものからだの基本機能について、知識の普及に努めます。
- 子どもの月齢・年齢において必要な運動（身体活動）の普及に努めます。また、その指導ができる人材を育成します。
- 子どもが多く運動経験ができる環境の整備に努めます。

## 【主要事業及び事業目標】

① 子どもや母親の健康の保持					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
再掲 78	こども支援室の設置 (子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター)	支援を必要とする子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、保健師・家庭児童相談員等による相談・支援体制を構築し、切れ目ない支援・指導のための体制強化を図る。	実施中	継続実施	こども課
再掲 42	妊産婦・乳児一般健康診査費用助成	妊婦健康診査、産後1か月健康診査、1か月児・6か月児の医療機関での健康診査の費用を助成する。	実施中	継続実施	こども課

再掲 54	パパママ マタニティスク ール	妊婦ジャケットの装着や赤ちゃんふれあい体験、先輩パパやママの体験談などを通じて、妊娠中から夫婦が協力しあう事や、両親で育児を行う必要性を学ぶ教室を開催する。また、早寝・早起き・おいしい朝ごはんの話も盛り込み、妊娠中から夫婦が規則正しい生活リズムを整えるためのきっかけとする。	実施中	継続実施	こども課
89	マタニティスク ール	妊娠中の食事や健康管理および母乳を含めた出産後の育児などについて学ぶ教室を開催する。また、妊婦同士の交流を図ることで、仲間作りのきっかけとする。	実施中	継続実施	こども課
90	産後ケア	ケアを必要とする産後1年以内の母親を対象として、心身のケアや育児サポートを実施する。	検討中	実施	こども課
91	おっぱい相談	助産師による専門の相談日を月1回設け、母乳育児でのトラブルや不安感を解消し、安心して育児が行えるように支援する。	実施中	継続実施	こども課
92	祖父母のための 育児教室	母乳育児を通じた親子の絆を育む子育て方法を祖父母世代に伝え、母乳育児が継続できるように支援する。	実施中	継続実施	こども課
93	母乳懇談会	母乳育児中の妊産婦に関わる職員間（助産師、保健師、保育士など）で、意識や指導内容の統一を図り、全体で母乳育児を支えていく体制を作る。	実施中	継続実施	こども課
94	妊産婦・新生児 訪問	希望のある妊婦及び生後1か月までの新生児、産婦を対象に、助産師による訪問指導を実施し、母子の健康状況の確認、各種相談に対応する。	実施中	継続実施	こども課
95	2か月児訪問	初産婦、希望する経産婦及び支援が必要と判断した産婦に保健師や助産師が家庭訪問し、心身の健康状態の確認、各種相談に対応し、育児不安の軽減を図る。	実施中	継続実施	こども課

96	乳幼児集団健康診査	小児科・整形外科・歯科医師による診察や身体計測、保健・保育・栄養指導等を実施する。	実施中	継続実施	こども課
97	5歳児発達相談会	年中児を対象に発達にさまざまなある子どもの早期発見とその後の支援を目的に相談を実施する。	実施中	継続実施	こども課
98	すくすく赤ちゃん広場	愛着形成を中心に、子どもの心身の発達や、赤ちゃんの病気について学ぶ講座を開催する。母親同士の交流も図り、父親の育児参加の会も設け、夫婦協力して子育ての視点も盛り込む。	実施中	継続実施	こども課
99	親子保健相談指導	妊娠中から子どもの成長・発達等、子育てについての心配事に随時相談・指導にあたるとともに、乳幼児集団健康診査や各種教室開催時に相談・指導を実施する。	実施中	継続実施	こども課
100	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭で、新生児訪問や2か月児訪問において親子の状況が確認できない家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談を受け、子育て支援に関する情報を提供する。	実施中	継続実施	こども課
再掲84	児童発達支援	発達支援センターめだか園において、心身に障害のある就学前児童に対し、障害の状況に応じて発達を支援する。	実施中	継続実施	こども課
101	予防接種	感染症の予防のため、予防接種を実施する。	実施中	継続実施	こども課
102	不妊不育症治療費助成	医師が認める不妊・不育症の治療費について、1回8万円を限度に助成する。	実施中	継続実施	こども課
103	未熟児応援事業	未熟児、双子、三つ子等の保護者を対象に、親のつどい(かがるーくらぶ)を実施し、保護者同士のつながりを深める。養育医療の申請窓口の事務を行う。	実施中	継続実施	こども課
104	愛情形成支援	母乳育児を推進するとともに、1本帯によるおんぶを推進する。	実施中	継続実施	こども課

105	むし歯予防	幼児歯科健診や歯みがき指導、むし歯予防教室やフッ化物塗布、フッ化物洗口等を実施する。	実施中	継続実施	こども課
106	早寝早起きおいしい朝ごはん事業	早寝早起きおいしい朝ごはんの定着により、子ども達の健康の土台づくりを行う。妊娠期から幼児期を中心に健康教室等を実施。小・中学校、高校とも連携した取組みを行う。	実施中	継続実施	こども課
107	保育園・幼稚園健康教室	幼稚園児・保育園児と保護者に早寝早起きおいしい朝ごはん・むし歯予防・愛着形成の健康教育を行い生涯の健康の土台づくりを行う。実施は市の職員及び研修によって養成したサポーターにより実施する。	実施中	継続実施	こども課
108	親子保健計画を推進する会 (親子いきいき会)	親子の健康づくりの土台となる親子保健計画の推進、評価を行う。会は市関係課担当、一般市民からなり、積極的に健康づくりを進める。	実施中	継続実施	こども課

## ② 「食育」の推進

- 心身共に健康な生活を送るための基礎である「食」について、乳幼児期からの栄養バランスのとれた良い食事や望ましい食習慣の理解と定着に努めます。
- 「食」を通じて豊かな人間性や家族関係を形成し、心身の健全育成を図るため、保健・教育等の関係機関が連携し、子どもの発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供を推進します。
- 地区公民館・農家等と連携し、畑作業等の体験活動や郷土料理を伝承するための学習会の取組みを推進します。
- 子どもたちが多くの時間を過ごす保育園・幼稚園・学校において、給食や健康教育・体験活動を通じて、食の大切さや楽しみを実感できるよう努めます。

## 【主要事業及び事業目標】

② 「食育」の推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
109	おやこの食育教室	調理の体験を通して、食に対する関心を深め、望ましい食習慣について学ぶとともに、親子でできる簡単な料理教室を開催する。	実施中	継続実施	健康増進課
110	キッズ・キッチン ジュニア・キッチン	保護者が見守る中で園児・児童が、自分達で汁二菜を作りあげる食育教室を開催する。	実施中	継続実施	こども課
再掲 67	体験学習	地産地消や地域との交流活動を含めた食の体験活動を実施する。	実施中	継続実施	農林水産課 生涯学習課
111	マタニティスクールでの食育指導	健全な子育てのために、親としての食育スタートを支援する。	実施中	継続実施	こども課
112	郷土料理の伝承教室、食育教室	地域に伝わる伝統料理教室や健康づくりのための食育教室を実施する。	実施中	各小学校等の希望により 継続実施	農林水産課 健康増進課
再掲 106	早寝早起きおいしい朝ごはん事業	早寝早起きおいしい朝ごはんの推進に取り組む。	実施中	継続実施	こども課
113	ハッピー育児会	初期の離乳食の進め方を中心に、調理実習と相談を通じて、望ましい食習慣・生活習慣が身につくよう支援する。	実施中	継続実施	こども課
114	ステップアップ 離乳食講座	2～3回食の離乳食の進め方を中心に、調理実習と相談を通じて、望ましい食習慣、生活習慣が身につくよう支援する。	実施中	継続実施	こども課
115	栄養相談	妊娠中から産後、乳幼児期から児童生徒まで、それぞれの時期や成長・発達等に応じた食生活について、乳幼児集団健康診査や各種教室時、個別相談を実施する。	実施中	継続実施	こども課
116	保育園・幼稚園食育教室	園児の保護者に幼児期の食生活について、食育教室を開催する。	実施中	継続実施	こども課

117	園児体格調査・栄養相談	保育園・幼稚園での身体測定結果から、肥満度を年1回お知らせし、結果に応じて保護者への栄養相談を実施する。	実施中	継続実施	こども課
-----	-------------	--	-----	------	------

### ③ 思春期保健対策の充実

- 健康問題の多様化に対応するため、家庭や学校保健と連携し、健康に対する基礎的・基本的な知識の理解を図る健康教育の充実に努めます。
- 思春期の子どもに対して、性感染症・避妊・喫煙・飲酒・食習慣等に関する教育・相談・情報提供を行うとともに、たばこ・アルコール・薬物濫用等の防止についての啓発・指導を推進します。

### 【主要事業及び事業目標】

③ 思春期保健対策の充実					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
118	健康教育	生命を尊重し、健康的な生活行動や習慣を身に付けるための学習指導を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課 こども課
119	思春期保健啓発指導	性に関する指導や喫煙・薬物濫用の防止、飲酒等に関する指導等、発達段階に沿った学習指導及び啓発事業を実施する。	実施中	継続実施	健康増進課 こども教育課 こども課

### Ⅲ 子育て環境の整備

#### 1 子育てを支援する生活環境の整備

##### ① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保

- 若年の共働き世帯も入居できるような、良質の公共住宅の供給に努めます。
- 子どもの養育・成長に適した、多子世帯に対応した公営住宅の整備に努め、居住水準の向上を図ります。

#### 【主要事業及び事業目標】

① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
120	公営住宅の管理	公営住宅の適切な管理を行う。	実施中	継続実施	建設課

##### ② 安心して外出できる環境の整備

- 移動等円滑化(バリアフリー)促進方針を策定し、これに基づき妊産婦や乳幼児連れの親等でも安心して外出できるよう、公共交通機関・公共施設・道路等の一体的なバリアフリー化を推進します。
- 公共・民間の別に関わらず、不特定多数の人が利用する施設には、託児コーナー・授乳コーナー等を設置するよう努めます。
- 人の健康に対する影響が懸念される光化学スモッグ注意報等の発令について、迅速な情報提供に努めます。

#### 【主要事業及び事業目標】

② 安心して外出できる環境の整備					
事業名	事業内容	現 状	事業目標	担当課	
		令和元年度	令和6年度		
121	公共施設等のバリアフリー化	移動等円滑化(バリアフリー)促進方針を策定し、公共交通機関・公共施設、道路等の一体的なバリアフリー化を推進する。	実施中	継続実施	公共施設管理関係課
122	託児・授乳コーナーの設置	託児コーナー・授乳コーナー等を設置するよう啓発する。	実施中	継続実施	こども課
123	大気環境の監視体制の強化	PM2.5、光化学スモッグ注意報等の発令時は、連絡網を活用し、迅速な情報提供を行う。	実施中	継続実施	環境生活課



### ③ 安心・安全まちづくりの推進

- 道路や公園等において、街路灯等の整備に努めます。
- 道路・公園・駐車駐輪場・公衆便所等の公共施設について、構造・設備の改善や防犯設備の整備を推進するとともに、広報などによる啓発活動に努めます。

#### 【主要事業及び事業目標】

③ 安心・安全まちづくりの推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
124	街路灯設置補助	無街灯の解消と状況に応じた増設に補助する。	実施中	継続実施	建設課

## 2 仕事と家庭生活との両立の推進

### ① 多様な働き方の実現と働き方の見直し

- 事業所における育児・介護休業制度の普及とそれを活用しやすい職場環境づくりなど、働き方の見直しを関係機関と連携して促進します。
- 女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対して母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう、時間の確保について労働基準監督署等の関係機関と連携して啓発に努めます。

#### 【主要事業及び事業目標】

① 多様な働き方の実現と働き方の見直し					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
125	育児休業等の普及促進	事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを啓発する。	実施中	継続実施	商工観光課 こども課
126	ハッピーパートナー企業	仕事と家庭生活等が両立できるよう積極的に取り組む企業を登録し、その取組を支援する。	実施中	継続実施	環境生活課 商工観光課

## ② 仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児休業取得者や育児を行う就業者に対して、育児支援等の各種制度の情報提供を行います。
- 育児をしながら働く男女就業者を支援するため、短時間勤務の導入やテレワークを働きかける等、就労環境の整備を推進します。
- 保育サービスを充実し、働く保護者の就業の継続と家庭生活の両立支援を図ります。
- 次世代育成支援対策推進法で定める「一般事業主行動計画」の策定を企業に働きかけるとともに、情報提供等を行います。

### 【主要事業及び事業目標】

② 仕事と子育ての両立の推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和元年度	令和6年度	
127	就労環境の整備促進	事業所への短時間勤務の導入など就労環境の整備を働きかける。	実施中	継続実施	商工観光課

## 第5章 計画の推進

### I 計画の推進体制の整備

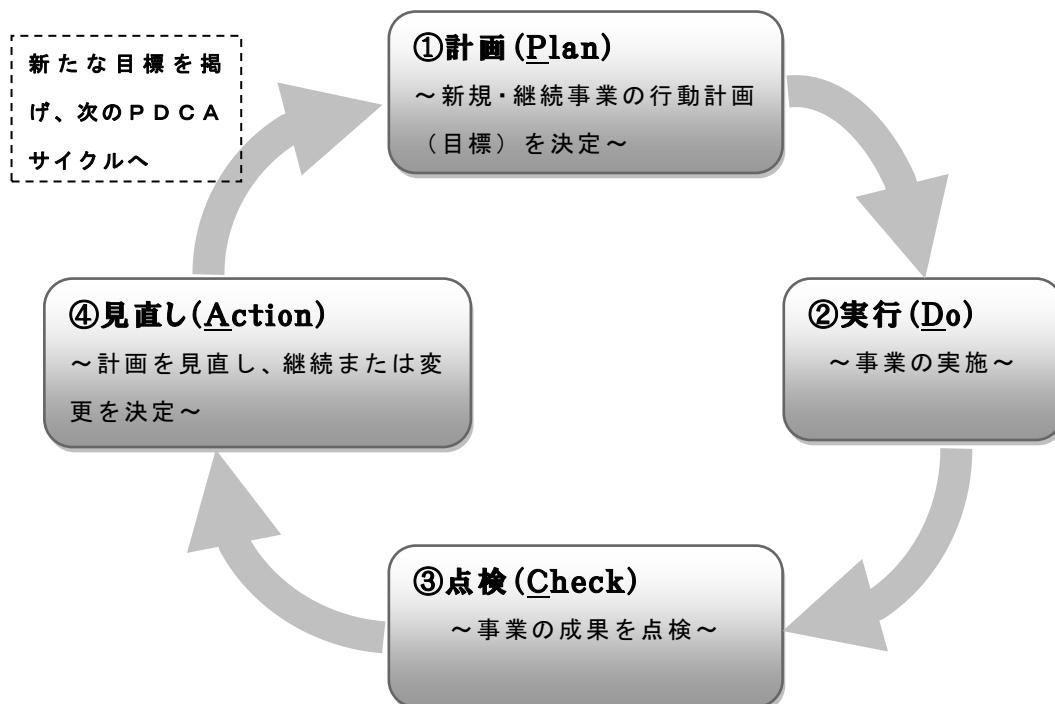
本計画に掲げた施策及び事業は、福祉、教育、労働、建設など、多くの分野が関わります。そのため、施策の推進にあたっては、関係各課との連携を密にし、全庁的な体制の下に着実な推進を図ります。

また、市民各層の幅広い参加も必要であり、地域全体で子育て支援に取り組んでいきます。

なお、本計画は令和2年度から令和6年度までの5か年計画であり、人口や出生数の変動、保育園や幼稚園の制度改革、社会・経済情勢・市の財政状況等の変化が予測されることから、必要に応じて柔軟に見直しすることとします。

見直しにあたっては、こども課が中心となり各事業の実施状況を把握するとともに、「子ども・子育て会議」において検討を行います。その上で、計画（PLAN）⇒実行（DO）⇒点検（CHECK）⇒見直し（ACTION）のPDCAサイクルを確立し、状況に応じた柔軟で効果的な事業推進を図ります。

#### PDCAサイクルのイメージ



### II 情報共有

本計画に掲げた施策及び事業については、毎年度実施状況を公表していきます。

公表にあたっては、各事業に関わる関係各課、関係団体等が計画の進捗状況について把握・点検した上で、公表するものとしします。

(参考資料)

### 糸魚川市子ども・子育て会議 委員名簿

(令和元年 11 月 1 日～)

(順不同・敬称略)

役職	選出区分	氏名
会 長	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	小野 雅子
副 会 長	保育園等に属する者	下越 厚子
委 員	子どもの保護者	長崎 和幸
〃	子どもの保護者	老野生 信
〃	子どもの保護者	岩澤 梓
〃	子どもの保護者	金子 幸子
〃	子どもの保護者	笠井 勝也
〃	子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者	牛木 祐美子
〃	子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者	小林 八重子
〃	教育機関に属する者	石田 永
〃	保育園等に属する者	小池 智子
〃	保育園等に属する者	吉原 久美子
〃	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	神田 幸子
〃	その他市長が必要と認める者	田鹿 茂樹